

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの（資料2）

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
内閣府	原子力委員会原子力災害補償専門部会等の議事録及び配布資料	H25.5.13	H25.6.12	H25.9.24	104	請求があった文書のうち、存在する文書については、期限内で開示決定を行ったところ、開示請求者より、保存期間満了による廃棄等により不存在の文書についても開示決定等通知書中に記載すべきとの指摘があり、追加の開示決定等を行ったため。
法務省	平成25年12月12日に自民党本部で行われたリベンジボルノの勉強会に提出した資料	H25.12.20	H26.1.20	H26.1.22	2	期日の確認を怠ったために、事務処理を失念したため。
法務省	特定刑事施設に収容されている特定被収容者に係る領置金基帳及び特定人に宅下げした金額が分かる書類	H25.4.2	H25.5.2	H25.5.8	6	情報公開に係る担当者の変更に伴う事務申し送りが十分になされておらず、本件事案が終了しているものと誤認したため。
国税庁	裁決書に対する開示請求	H25.5.21	H25.6.20	H25.6.21	1	30日以内に開示決定することが困難である開示請求事案ではなかったため、法10条2項又は11条を適用しなかった。開示決定期限を誤認していたため期限を超過した。
国税庁	裁決書に対する開示請求	H25.5.21	H25.6.20	H25.6.21	1	30日以内に開示決定することが困難である開示請求事案ではなかったため、法10条2項又は11条を適用しなかった。開示決定期限を誤認していたため期限を超過した。
厚生労働省	いわゆるエイズ研究班会議における議事録等の文書	H25.5.2	H25.6.1	H25.10.24	145	この開示請求を受けた時期は、HIV訴訟原告団との大臣協議（5月24日）やACC運営協議会・3者協議（5月17日）など原告団対応における事務（協議に対する回答作成・関係局協議、政務レク等）やエイズ対策省内プロジェクトチームの設置（5月10日）、エイズ動向委員会の開催（5月22日）、平成26年度概算要求に向けた検討・局内調整等の事務が輻輳し、30日以内に開示等決定を行うことや期限の延長の手続きを取る余裕もなかったため。なお、請求者には、10月中に開示決定を行うことについてご連絡をした上で、作業を進めた。
厚生労働省	全医療機関一覧表	H25.10.30	H25.11.29	H25.12.6	7	開示請求書受付後、当該案件が受付担当者から事務担当者へ適切に引き継がれず、開示期限を超過したものの。
厚生労働省	平成25年度 指導対象保険医療機関選定関係資料（歯科）及び平成25年度指導対象選定委員会の資料（歯科）（平成24年度 医療機関別平均点数一覧（歯科））	H25.4.17	H25.5.17	H25.5.29	12	担当者の引き継ぎ不十分により、当該案件を処理したものと誤認したため、開示期限を超過したものの。
農林水産省	香川用水土器川沿岸農業水利事業天川導水路改修（その2）工事、飯野幹線水路（下流）改修工事、香川用水農業水利事業高瀬支線水路改修（その4）工事に係る積算書及び数量表、図面関係資料一式（最終変更）	H25.6.6	H25.7.8	H25.7.29	21	本来業務である19件の工事発注に係る作業（入札執行の局内決裁、工事発注公示、競争参加資格審査会の資料作成）に加え、同時期に約1200枚の行政文書を対象とした開示請求を含む16件の開示請求がなされるなど、業務多忙により事務処理に時間を要したため。
農林水産省	斐伊川沿岸農業水利事業右岸配水路その4工事の積算書（積算書鏡、内訳書、工事費明細書、単価表、単価型明細ブロック表、他を含む全て）	H25.6.7	H25.7.8	H25.7.29	21	本来業務である19件の工事発注に係る作業（入札執行の局内決裁、工事発注公示、競争参加資格審査会の資料作成）に加え、同時期に約1200枚の行政文書を対象とした開示請求を含む16件の開示請求がなされるなど、業務多忙により事務処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
農林水産省	中海干拓事業赤崎ため池改修工事 斐伊川沿岸農業水利事業右岸配水路 工事 吉野川下流域農地防災事業北部幹線 水路(大寺工区その9)工事 香川用水土器川沿岸農業水利事業右 岸幹線水路ゲート製作据付工事 の(最終変更)積算書及び数量表、図 面等関係資料一式	H25.6.7	H25.7.8	H25.7.29	21	本来業務である19件の工事発注に係 る作業(入札執行の局内決裁、工事発 注公示、競争参加資格審査会の資料 作成)に加え、同時期に約1200枚の行 政文書を対象とした開示請求を含む16 件の開示請求がなされるなど、業務多 忙により事務処理に時間を要したた め。
農林水産省	斐伊川沿岸農業水利事業右岸配水路 その4工事積算書	H25.6.10	H25.7.10	H25.7.29	19	本来業務である19件の工事発注に係 る作業(入札執行の局内決裁、工事発 注公示、競争参加資格審査会の資料 作成)に加え、同時期に約1200枚の行 政文書を対象とした開示請求を含む16 件の開示請求がなされるなど、業務多 忙により事務処理に時間を要したた め。
農林水産省	斐伊川沿岸農業水利事業右岸配水路 その3工事当初積算書一式	H25.6.17	H25.7.17	H25.7.29	12	本来業務である19件の工事発注に係 る作業(入札執行の局内決裁、工事発 注公示、競争参加資格審査会の資料 作成)に加え、同時期に約1200枚の行 政文書を対象とした開示請求を含む16 件の開示請求がなされるなど、業務多 忙により事務処理に時間を要したた め。
環境省	東京電力福島第1原発事故による除 染に伴う中間貯蔵施設について、設置 や場所などの各種選定に関する協議 の内容を示す議事録や書類などの関 連文書一切	H25.1.31	H25.3.2	H25.5.21	80	開示請求受付時点では不存在であり、 開示請求者と不開示決定通知の要否 に係る調整を行う予定のところ、当時 地方支分部局における担当部署の業 務が著しく繁忙となり、手続の進行管 理が不十分となったため。
防衛省	百里(24)厚生施設改修等建築その他 工事 積算価格内訳明細書、別紙明細、代 価表、経費計算書	H25.3.13	H25.4.12	H25.4.15	3	業務多忙であったため。

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの（資料3）

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
文部科学省	「平成20年度全国学力・学習状況調査の実施方法等に関するアンケート調査」及び「市区町村教育委員会における全国学力・学習状況調査の結果の取扱いに関する調査」、「全国学力・学習状況調査のきめ細かい調査における調査結果の取扱い等及び理科の実験に関するアンケート」の市町村、都道府県別の結果	H25.7.18	H25.9.24	H25.9.25	1	開示決定等に係る期限を誤認したため。
中央労働委員会	秘密の保全、保護、指定に関する訓令・規則及び内部ルール、運用基準、指定・解除・廃棄数。	H25.12.24	H26.2.22	H26.2.28	6	関係部署との意見調整に時間を要したため。
特許庁	特許庁業務・システム最適化計画(平成16年策定・平成21年改訂版)第19頁下から4行目～2行目において、「特許庁としては、上記のCIO連絡会議の指摘や外部のシステム監査の結果も踏まえ、平成16年度にいわゆる残債の一括支払いを行い、データ通信サービスから脱却し、著作権の譲渡を受けた。」旨記載されているが、この著作権譲渡契約に関する文書、CIO連絡会議の委員・議事録・報告書・指摘に関する文書、外部のシステム監査に関する文書及び上から7行目に記載の「役務提供の契約」に関する文書	H25.8.2	H25.9.30	H25.11.15	46	同時期に開示請求が大量にあり、かつ行政文書の特定に時間を要したため。
特許庁	06年12月、特許庁は次期基幹システムの設計開発業務を東芝ソリューションに委託した。落札額は94億5000万円。契約期間は06年12月から11年3月末。この次期基幹システムの設計開発業務の入札の各申込者の申込書及び申込から落札者が決定されるまでの過程において作成された議事録等の文書	H25.8.2	H25.9.30	H25.12.6	67	同時期に開示請求が大量にあり、かつ行政文書の特定に時間を要したため。

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの（資料4）

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
内閣府	平成24年4月の新大綱策定会議に関する打合せに関連し、原子力委員会の委員等が作成した文書等	H24.8.10	H25.7.31	H25.10.11	72	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であったため。
内閣府	平成24年5月の新大綱策定会議に関する打合せに関連し、原子力委員会の委員等が作成した文書等	H24.8.10	H25.7.31	H25.10.11	72	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であったため。
消費者庁	公益通報者保護法案を閣議決定するまでの内閣法制局とのやり取り文書（図面・電磁的記録含む）（平成15年度）	H25.3.7	H26.3.10	H26.3.17	7	開示請求文書が約3000枚に及び、文書探索に時間を要した。また、同時期に業務が輻輳し、事務処理が遅延した。
外務省	1958年6月20日の山田事務次官とマッカーサーⅡ駐日米大使の会談記録など。 1958年前後(1957-60年)に外務省内で行われた核兵器保有、ボマーク導入の可能性に関する議論の内容や経過を示す文書(別添の新聞記事にあるように、58年6月、当時の山田久就外務事務次官が外務省内で議論があったことを、マッカーサーⅡ駐日米大使に説明しており、当時の議論に関する日本側資料の公開を求めるものです。	H25.3.19	H25.5.18	H25.6.18	31	相当の部分の開示決定等に係る期限を誤認したため。
外務省	行政文書ファイル名「いわゆる従軍慰安婦問題」(作成(取得)時期1997年8月1日、中国課)に含まれるすべての文書	H25.12.24	H26.3.20	H26.3.24	4	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
国土交通省	「鉄道局関係の委員会等(省が外部から得会等を招いて設置した機関、及び省が外部に委託等して設置した機関、及び省職員が委員等として参加した外部の機関 及び省が省内に設置した主に省職員で構成される機関、及びその他の機関等を指す)に係る文書」について、文書を収めた行政文書ファイルのうち「収められた文書の一切」及び「収められた文書を除いた部分のうち省が記載した部分の一切。ファイルの目録等 及びファイルの表紙等へ省が記載した部べる分(文書ラベルシール等)。」	H23.7.20	H24.3.30	H25.10.23	572	開示請求対象の行政文書の量が著しく大量であり、かつ、当該文書の開示・不開示の審査に時間を要したため。
国土交通省	「鉄道局関係の委員会等(省が外部から得会等を招いて設置した機関、及び省が外部に委託等して設置した機関、及び省職員が委員等として参加した外部の機関 及び省が省内に設置した主に省職員で構成される機関、及びその他の機関等を指す)に係る文書」について、文書を収めた行政文書ファイルのうち「収められた文書の一切」及び「収められた文書を除いた部分のうち省が記載した部分の一切。ファイルの目録等 及びファイルの表紙等へ省が記載した部べる分(文書ラベルシール等)。」	H23.7.20	H24.3.30	H26.1.27	668	開示請求対象の行政文書の量が著しく大量であり、かつ、当該文書の開示・不開示の審査に時間を要したため。
防衛省	勝田(22)庁舎新設等機械工事 見積書、見積比較表	H25.4.5	H25.6.4	H25.6.12	8	業務多忙であったため。
防衛省	防医大(24)校舎新設機械工事 見積書、見積比較表	H25.4.5	H25.6.4	H25.6.12	8	業務多忙であったため。
防衛省	防医大(24)病棟改修建築工事 積算価格内訳明細書、別紙明細、代価表、経費計算書、見積書	H25.3.13	H25.4.12	H25.4.15	3	業務多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
防衛省	館山(24)庁舎新設建築その他工事の積算価格内訳明細書(別紙明細、代価表、経費計算書、見積書、見積比較表を含む)	H25.3.13	H25.4.12	H25.4.15	3	業務多忙であったため。
防衛省	沖永良部島(22)隊庁舎新設等建築工事(積算価格内訳明細書、総括表、種目別内訳、科目別内訳、細目別内訳書、別紙明細、代価表、共通仮設計算書、経費計算書、見積査定表含む)	H25.3.11	H25.4.10	H25.7.8	89	関係規則の理解不足により相当の部分について開示決定が行えなかった。
防衛省	新田原(24)隊舎新設等建築工事(積算価格内訳明細書、別紙明細、代価表、共通仮設費、経費計算書、見積査定表)	H25.3.11	H25.4.10	H25.7.8	89	関係規則の理解不足により相当の部分について開示決定が行えなかった。
防衛省	新田原(24)隊舎新設等建築工事(積算価格内訳明細書、別紙明細、代価表、共通仮設費、経費計算書、見積査定表、業者見積書)	H25.3.18	H25.4.10	H25.7.8	89	関係規則の理解不足により相当の部分について開示決定が行えなかった。
防衛省	新田原(24)隊舎新設等建築工事(積算価格内訳明細書、代価表、共通仮設費、経費計算書、見積査定表)	H25.4.15	H25.5.17	H25.7.8	52	関係規則の理解不足により相当の部分について開示決定が行えなかった。
防衛省	沖永良部島(25)局舎A新設機械工事(見積比較表)	H25.12.9	H26.1.17	H26.3.7	49	関係規則の理解不足により相当の部分について開示決定が行えなかった。
防衛省	鹿屋(24)庁舎新設機械工事(積算価格内訳明細書、代価表)	H25.12.11	H26.1.17	H26.3.7	49	関係規則の理解不足により相当の部分について開示決定が行えなかった。

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を過ぎているもの（資料5）

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
内閣府	平成25年9月の原子力防災会議に基づくワーキングチーム等に関する資料	H26.1.24	H26.3.24	7	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であるため。	
内閣府	平成25年10月の原子力防災会議に基づくワーキングチーム等に関する資料	H26.1.24	H26.3.24	7	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であるため。	
内閣府	平成25年11月の原子力防災会議に基づくワーキングチーム等に関する資料	H26.1.24	H26.3.24	7	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であるため。	
内閣府	平成25年12月の原子力防災会議に基づくワーキングチーム等に関する資料	H26.1.24	H26.3.24	7	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であるため。	
法務省	被収容者に対し懲罰を科するに当たり、懲罰の種類を選択及び量定に関する規準を定めた文書	H26.1.10	H26.3.24	7	情報公開事務について担当職員1名で行っていたところ、他の業務が多忙であったこと及び同時期に開示請求を30件程度処理しており、本件の事務処理を失念したため。	

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの（資料6）

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
内閣府	東京電力の事故後のテレビ会議等資料	H24.3.30	H25.4.26	339	2000枚以上の開示を含む10件以上の開示請求がなされ、作業に時間を要しているため。	
内閣府	後藤齋副大臣の検証チームが収集及び作成した全ての資料	H24.8.3	H25.12.28	93	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であるため。	

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したものの（資料7）

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
内閣府	平成24年4月の新大綱策定会議に関する打合せに関連し、原子力委員会の委員等が作成した文書等	H24.8.10	H25.10.11	427	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であったため。
内閣府	平成24年5月の新大綱策定会議に関する打合せに関連し、原子力委員会の委員等が作成した文書等	H24.8.10	H25.10.11	427	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討が必要であったため。
消費者庁	公益通報者保護法案を閣議決定するまでの内閣法制局とのやり取り文書（図面・電磁的記録含む）（平成15年度）	H25.3.7	H26.3.17	375	開示請求文書が約3000枚に及び、文書探索に時間を要した。また、同時期に業務が輻輳し、事務処理が遅延した。
法務省	平成21年 審査会議事録（7月分・特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 達示（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成12年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成13年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成14年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成15年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成16年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成17年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.8	978	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 所内例規（特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.9	979	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 審査会議事録（6月分・特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.16	986	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 審査会議事録（8月分・特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.17	987	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 審査会議事録（9月分・特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.23	993	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 審査会議事録（10月分・特定刑事施設）	H22.8.4	H25.4.24	994	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	平成21年 所長指示(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.4.24	994	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 部長・首席指示(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.4.25	995	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成22年 司法警察職員報告(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.8	1,008	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成22年 所内例規(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.8	1,008	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成22年 ラジオ番組に係る文書(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.8	1,008	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 審査会議事録(12月分・特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.14	1,014	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 所内例規(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.20	1,020	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 所内例規(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.22	1,022	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 所内例規(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.28	1,028	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成18年 所内例規(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.5.29	1,029	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 所内誌に関する書類(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.10	1,041	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成22年 所内誌に関する書類(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.10	1,041	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 特別訓練に関する書類(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.10	1,041	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 特別食献立表(平成21年4月から平成22年8月まで、特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.10	1,041	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 参観簿(特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.10	1,041	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 審査会議事録(少年分・特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.11	1,042	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	平成21年 審査会議事録(11月分・特定刑事施設)	H22.8.4	H25.6.13	1,044	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成22年 物品整理表(平成22年1月1日から8月4日まで、特定刑事施設)	H22.8.4	H25.7.26	1,087	本件に係る開示請求文書の総量は、10,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量93,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成13年 本省例規(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成18年・19年 受注書(15回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.22	1,042	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 図書・新聞に関する書類(1月・2月分 特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.23	1,043	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 図書・新聞に関する書類(3月・5月分 特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.23	1,043	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 図書・新聞に関する書類(6月・8月分 特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.26	1,046	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 図書・新聞に関する書類(9月・11月分 特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.26	1,046	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成18年・19年 受注書(16回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.26	1,046	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成18年・19年 受注書(17回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.4.26	1,046	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成18年・19年 受注書(18回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.1	1,051	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 図書・新聞に関する書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 取材に関する書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 取材に関する書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成22年 取材に関する書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 外部機関研修関係書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 外部機関研修関係書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.5.7	1,057	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。









行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	平成21 監査関係に関する書類(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.11.19	1,253	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 契約に関する書類(2回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.11.25	1,259	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 差入票(11回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.11.26	1,260	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 契約に関する書類(3回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.11.27	1,261	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 差入票(12回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.11.29	1,263	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 契約に関する書類(1回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.11.29	1,263	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 契約に関する書類(4回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.2	1,266	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成20年 契約に関する書類(5回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.4	1,268	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 契約に関する書類(1回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.4	1,268	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 契約に関する書類(2回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.5	1,269	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 契約に関する書類(2回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.5	1,269	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 契約に関する書類(3回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.6	1,270	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 契約に関する書類(3回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.9	1,273	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成21年 契約に関する書類(4回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.9	1,273	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
法務省	平成19年 契約に関する書類(4回目)(特定刑事施設)	H22.6.15	H25.12.10	1,274	本件に係る開示請求文書の総量は、93,000枚を超える大量請求であり、また、他に文書量10,000枚を超える大量請求案件もあり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
外務省	行政文書ファイル名:全米熱帯まぐる類委員会(第49・50回会合) 作成時期:1991年4月24日 (以上に含まれる、ロジ関係の文書、及び全米熱帯まぐる類委員会事務局ホームページにアップロードされている文書、及び重複する文書を除く、一切の文書)	H24.3.1	H25.4.16	411	請求対象となった文書が著しく大量であり、審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	行政文書ファイル名:全米熱帯まぐろ類委員会(第51・52・53回会合) 作成時期:1993年5月25日 (以上に含まれる, ロジ関係の文書, 及び全米熱帯まぐろ類委員会事務局ホームページにアップロードされている文書, 及び重複する文書を除く, 一切の文書)	H24.3.1	H25.6.14	470	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	行政文書ファイル名:全米熱帯まぐろ類委員会(第54・55・56回会合) 作成時期:1994年6月11日 (以上に含まれる, ロジ関係の文書, 及び全米熱帯まぐろ類委員会事務局ホームページにアップロードされている文書, 及び重複する文書を除く, 一切の文書)	H24.3.1	H25.8.16	533	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	文書分類(大) 北米地域 文書分類(中) 在アメリカ合衆国大使館 文書分類(小) 化学/原子力 行政文書ファイル名 プルトニウム輸送 いずれもロジ・報道関係のファイル・文書は必要ありませんので, あらかじめ開示対象から除いていただいかまいません。	H24.7.27	H25.9.4	404	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	文書分類(大) 北米地域 文書分類(中) 在アメリカ合衆国大使館 文書分類(小) 化学/原子力 行政文書ファイル名 プルトニウム輸送 いずれもロジ・報道関係のファイル・文書は必要ありませんので, あらかじめ開示対象から除いていただいかまいません。	H24.7.27	H25.10.21	451	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	文書分類(大) 北米地域 文書分類(中) 在アメリカ合衆国大使館 文書分類(小) 化学/原子力 行政文書ファイル名 プルトニウム輸送 いずれもロジ・報道関係のファイル・文書は必要ありませんので, あらかじめ開示対象から除いていただいかまいません。	H24.7.27	H25.10.25	455	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	文書分類(大) 北米地域 文書分類(中) 在アメリカ合衆国大使館 文書分類(小) 化学/原子力 行政文書ファイル名 プルトニウム輸送 いずれもロジ・報道関係のファイル・文書は必要ありませんので, あらかじめ開示対象から除いていただいかまいません。 【計8件】	H24.7.27	H25.10.30	460	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	文書分類(大) 北米地域 文書分類(中) 在アメリカ合衆国大使館 文書分類(小) 化学/原子力 行政文書ファイル名 プルトニウム輸送 いずれもロジ・報道関係のファイル・文書は必要ありませんので, あらかじめ開示対象から除いていただいかまいません。 【計20件】	H24.7.27	H25.10.31	461	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。
外務省	行政文書ファイル「我が国の取組1」(文書分類(小)安保理改革)の中の文書全て(わが国の政策的意図および情勢分析が分かるサブ資料。ロジ・報道関係資料, 他省庁作成のクレジットのある資料を除く。) 【計3件】	H24.8.6	H25.12.27	508	請求対象となった文書が著しく大量であり, 審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	行政文書ファイル「我が国の取組1」(文書分類(小)安保理改革)の中の文書全て(わが国の政策的意図および情勢分析が分かるサブ資料。ロジ・報道関係資料、他省庁作成のクレジットのある資料を除く。) 【計7件】	H24.8.6	H26.3.31	602	請求対象となった文書が著しく大量であり、審査に相当の日数を要したため。
外務省	「日韓外交正常化交渉の記録」第2編 交渉担当者の手記・談話[記録課、北東アジア課]	H24.8.10	H25.9.30	416	請求対象となった文書が著しく大量であり、審査に相当の日数を要したため。
財務省	平成21、22、23年度に発注した期間入札財産にかかる見積状況調査、鑑定評価書 【計3件】	H24.8.2	H25.12.24	509	開示請求文書が大量であったため
国税庁	平成24年3月9日付「国税通則法改正に伴い法制化された税務調査手続等の試行の先行実施について(指示)」に基づき、金沢国税局管内で試行の先行実施がされたことにより作成された一連の行政文書のすべて[具体的には、次のとおり。①試行にかかる税務調査手続等の試行結果報告書(把握した問題点等)(付表3関係)のすべて、②所要時間試行結果報告書等(付表1、2および様式9、10関係)のすべて、③調査関係書類等(様式1～8関係)のすべて](個人課税課分)	H24.9.27	H25.11.25	389	開示請求文書が著しく大量であり、開示・不開示の審査に相当な時間を要したことから、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい障害が生ずるおそれがあったため
国税庁	平成24年3月9日付「国税通則法改正に伴い法制化された税務調査手続等の試行の先行実施について(指示)」に基づき、金沢国税局管内で試行の先行実施がされたことにより作成された一連の行政文書のすべて[具体的には、次のとおり。①試行にかかる税務調査手続等の試行結果報告書(把握した問題点等)(付表3関係)のすべて、②所要時間試行結果報告書等(付表1、2および様式9、10関係)のすべて、③調査関係書類等(様式1～8関係)のすべて](法人課税課分)	H24.9.27	H26.2.24	480	開示請求文書が著しく大量であり、開示・不開示の審査に相当な時間を要したことから、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい障害が生ずるおそれがあったため
国土交通省	「鉄道局関係の委員会等(省が外部から得会等を招いて設置した機関、及び省が外部に委託等して設置した機関、及び省職員が委員等として参加した外部の機関 及び省が省内に設置した主に省職員で構成される機関、及びその他の機関等を指す)に係る文書」について、文書を収めた行政文書ファイルのうち「収められた文書の一切」及び「収められた文書を除いた部分のうち省が記載した部分の一切。ファイルの目録等 及びファイルの表紙等へ省が記載した部べる分(文書ラベルシール等)。」	H23.7.20	H25.10.23	826	開示請求対象の行政文書の量が著しく大量であり、かつ、当該文書の開示・不開示の審査に時間を要したため。
国土交通省	「鉄道局関係の委員会等(省が外部から得会等を招いて設置した機関、及び省が外部に委託等して設置した機関、及び省職員が委員等として参加した外部の機関 及び省が省内に設置した主に省職員で構成される機関、及びその他の機関等を指す)に係る文書」について、文書を収めた行政文書ファイルのうち「収められた文書の一切」及び「収められた文書を除いた部分のうち省が記載した部分の一切。ファイルの目録等 及びファイルの表紙等へ省が記載した部べる分(文書ラベルシール等)。」	H23.7.20	H26.1.27	922	開示請求対象の行政文書の量が著しく大量であり、かつ、当該文書の開示・不開示の審査に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する陸上自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(陸上幕僚監部、中央即応集団、第1ヘリコプター団、中央特殊武器防護隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(中央即応集団)	H23.8.4	H25.8.23	745	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,300枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する統合幕僚監部の文書などの記録(①今年3月中の命令・指令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)	H23.8.4	H25.8.23	750	開示請求の対象となる行政文書が大量(約800枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する陸上自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(陸上幕僚監部、中央即応集団、第1ヘリコプター団、中央特殊武器防護隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(第1ヘリコプター団)	H23.8.4	H25.8.23	745	開示請求の対象となる行政文書が大量(約160枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する陸上自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(陸上幕僚監部、中央即応集団、第1ヘリコプター団、中央特殊武器防護隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(中央特殊武器防護隊)	H23.8.4	H25.8.23	745	開示請求の対象となる行政文書が大量(約7,800枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する航空自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、中部航空方面隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(中部航空方面隊)	H23.8.4	H25.8.26	719	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,100枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する航空自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、中部航空方面隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(航空支援集団)	H23.8.4	H25.8.26	748	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,400枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する航空自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、中部航空方面隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(航空幕僚監部)	H23.8.4	H25.8.26	748	開示請求の対象となる行政文書が大量(約240枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する航空自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、中部航空方面隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(航空総隊)	H23.8.4	H25.8.26	748	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,200枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	今年3月以降の原子力災害派遣に関する陸上自衛隊の文書などの記録(①今年3月中の命令に関する文書、②今年3月中の行動についての報告・復命、行動史あるいはその根拠となる資料など。ただし、4月以降の行動についての報告・復命等を含む文書を除く趣旨ではない)(陸上幕僚監部、中央即応集団、第1ヘリコプター団、中央特殊武器防護隊についてそれぞれ)(開示請求の件数を分けていただいても結構です。その場合は収入印紙を追加します)(重複分、メンタルヘルス、心理カウンセリング及び福利厚生に関するものを除き、原子力災害派遣に関するものを抜粋可)(陸上幕僚監部)	H23.8.4	H25.8.23	745	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,300枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故で原子力災害派遣にあたった中央即応集団司令部の事故対処報告書	H23.10.26	H25.8.23	667	開示請求の対象となる行政文書が大量(約7,800枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故で原子力災害派遣にあたった部隊(中央即応集団司令部とJT F東北司令部)が撮影した福島第一原子力発電所に係わる動画と写真の一式。(福島第一原子力発電所敷地内を撮影したもの。(上空撮影については、東北方面通信群を含む。)3月11日～3月31日の間)(JTF東北司令部)	H23.10.26	H25.8.21	665	開示請求の対象となる行政文書が大量(映像4ファイル)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	「東日本大震災災害派遣行動史の編さん準備について(通達)」に基づき陸上幕僚長に報告された行動史基礎資料の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.16	H25.12.20	673	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,300枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸上自衛隊第101不発弾処理隊(在那覇)が保有している、不発弾処理に係る行政文書一切。(2007年度)	H24.3.2	H25.11.15	575	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,300枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸上自衛隊第101不発弾処理隊(在那覇)が保有している、不発弾処理に係る行政文書一切。(2011年度)	H24.3.2	H25.11.15	575	開示請求の対象となる行政文書が大量(約4,000枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸上自衛隊第101不発弾処理隊(在那覇)が保有している、不発弾処理に係る行政文書一切。(2009年度)	H24.3.2	H25.11.15	575	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,700枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸上自衛隊第101不発弾処理隊(在那覇)が保有している、不発弾処理に係る行政文書一切。(2008年度)	H24.3.2	H25.11.15	575	開示請求の対象となる行政文書が大量(約1,500枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸上自衛隊第101不発弾処理隊(在那覇)が保有している、不発弾処理に係る行政文書一切。(2010年度)	H24.3.2	H25.11.15	575	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,900枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	陸上自衛隊第101不発弾処理隊(在那覇)が保有している、不発弾処理に係る行政文書一切。(2012年度)	H24.3.2	H25.11.15	575	開示請求の対象となる行政文書が大量(約400枚)であるとともに、同時期に開示請求がなされた案件についても行政文書が大量であったことから開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。



○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの（資料8）

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣官房	政府事故調(福島第一原発事故)中間報告及び最終報告を作成する過程において、両報告書に引用されている関係者及び東京電力の取締役(取締役であったものを含む)の事情聴取された一切の文書(ただし、関係者及び東京電力取締役の個人が識別される部分を除く)	H25.11.1	H26.2.5	96	先例答申もなく、開示することによる影響などを慎重に検討するのに時間を要したため。
警察庁	1 平成14年3月28日の参議院経済産業委員会に係る会議録 2 「ばちんこ営業と風営法上の規制」と題する資料	H24.8.9	H25.11.1	449	処分庁における原処分を見直し、追加開示を行った上で諮問したため。
法務省	平成21年新司法試験審査委員会議の内容に係る文書の不開示決定に関する件	H23.12.5	H25.5.24	536	一年を通して、試験の実施及び実施準備を行っており、情報公開を担当する係の業務が著しく多忙であったため。
法務省	東京法務局が、平成24年3月5日に同局法人登記部門に申請された登記事項証明書交付申請書中、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に該当する情報(交付申請者である行政庁の担当者の氏名情報、交付担当者のサイン等、交付申請者の住所、氏名及び印影等)、同法第5条第2号イ及び同条第6号イに該当する情報(会社等の商号・名称、本店・主たる事務所及び会社法人等番号情報)、同法第5条第6号に該当する情報(交付申請者である行政庁の電話番号及び担当部署の内線番号)を不開示としたところ、審査請求人が、不開示とされた情報のうち同法第5条第6号に該当するとして不開示とされた情報につき、開示を求めるもの。	H25.6.11	H25.9.20	101	開示決定文書の量が大量(約1400枚)であったため。
法務省	特定の登記官が不利益処分(却下)を行った事件に係る決裁書類の開示を求めるもの。(平成25年(行情)諮問第521号)	H25.7.25	H25.11.25	123	関係者への確認等、再度調査に約4か月を要したため。
法務省	不登法第25条第11号の規定により却下した事件に係る決裁書類のうちの一部の開示を求めるもの。(平成25年(行情)諮問第562号)	H25.7.30	H25.12.11	134	関係者への確認等、再度調査に約4か月を要したため。
法務省	特定の地域の地図保存簿の開示を求めるもの。(平成26年(行情)諮問第136号)	H25.12.20	H26.3.24	94	関係者への確認等、再度調査に約3か月を要したため。
法務省	昭和59年12月14日付け法務省管警第386号入国管理局長通達「入国警備官護送要領の制定について」等の一部不開示処分を不服とするもの	H24.1.13	H25.4.11	454	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになり、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	名古屋入国管理局によって行われた調査に関する行政文書の不開示(存否応答拒否)処分を不服とするもの	H24.5.8	H25.4.11	338	初動の対応が遅滞した上に、その後の平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになり、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、さらに対応が遅滞したため。
法務省	大阪入国管理局によって行われた調査に関する行政文書の不開示(存否応答拒否)処分を不服とするもの	H25.5.2	H25.10.10	161	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
法務省	福岡入国管理局によって行われた調査に関する行政文書の不開示(存否応答拒否)処分を不服とするもの	H25.5.13	H25.10.10	150	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
法務省	東京入国管理局によって行われた調査に関する行政文書の不開示処分を不服とするもの	H25.5.13	H25.10.10	150	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
外務省	「韓国人移入労働者数について」	H24.10.10	H25.5.22	218	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	日米間のSACO関連協議に際し、日本へのオスプレイの沖縄配備計画及び検討について記した文書。<1997年度対象>	H25.5.24	H25.11.18	170	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	第3回日朝実務者会議議事録原文および朝鮮語原文	H25.1.7	H25.8.15	209	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」のすべての文書	H25.4.16	H25.7.23	98	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」のすべての文書	H25.9.4	H26.3.31	208	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	政府・拉致問題対策本部ホームページにある「北朝鮮に関する情報」について。	H25.5.2	H25.8.15	105	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「過去に起因する問題①H12.4.1～」に含まれるすべての文書	H25.9.26	H26.2.5	132	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「過去に起因する問題②」に含まれるすべての文書	H25.9.4	H25.12.4	91	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	外交記録推進委員会第8回会合に関する行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H25.5.15	H25.10.2	140	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「従軍慰安婦問題」【計2件】	H25.11.18	H26.2.19	93	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	特定報道に関し、アメリカ政府に対して検討しているもの	H25.11.5	H26.3.24	131	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
文部科学省	平成21年6月12日 宇宙開発安全評価部会(平成21年 第3回)・議事録の非公開部分・非公開の資料他9件	H25.10.18	H26.1.17	91	90日目に諮問する際に文書に瑕疵があり、審査会から一度文書を戻され、翌日の諮問となったため。
厚生労働省	特定保険医療機関及び特定保険医に関する監査調査書等の一部開示決定に関する件	H24.6.4	H25.5.30	360	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(H24年度行情12件、H25年度行情21件)及び所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うために送付した文書の決裁書類等の一部開示決定に関する件	H25.1.21	H25.8.23	214	対象文書が著しく大量(4,500枚)で、調査・検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「平成22年度生活保護費等国庫負担金都道府県分交付額確定通知書及び平成22年度生活保護費等国庫負担金市町村分交付額確定通知依頼書」の開示決定に関する件	H25.4.1	H25.9.18	170	対象文書を所管する担当課において、所管業務が著しく繁忙だったため。
厚生労働省	特定研究の事業実績報告に係る契約・支払資料の不開示決定(不存在)に関する件	H25.5.7	H25.9.9	125	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから処理に時間を要したため。
厚生労働省	「生活保護法施行細則準則について」様式第3号の開示決定に関する件	H25.5.27	H25.9.18	114	対象文書を所管する担当課において、所管業務が著しく繁忙だったため。
厚生労働省	関東信越厚生局指導監査課選定委員会資料の一部開示決定に関する件	H25.7.16	H25.10.17	93	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(H24年度行情12件、H25年度行情21件)及び所管業務が著しく繁忙であったため。
経済産業省	平成25年度「近畿知財塾(4期)」開催事業に係る文書	H25.9.6	H25.12.24	109	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、極めて多忙となり、さらに事務処理が遅滞したため。
経済産業省	割賦販売法施行規則第136条に基づき、平成24年12月期事業年度に作成された財政及び収支に関する報告書、財産に関する調書、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書【計2件】	H25.8.28	H25.12.25	119	第三者と開示請求者の両者から不服申立てを受けたため、その検討に時間を要したため。
特許庁	次期基幹システムの設計開発業務の委託に関し、特許庁が設置した調査委員会の委員名簿・議事録・報告書(提出資料を含む)。並びに、想定価格の100億円の積算根拠となる文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.2.28	H25.6.5	97	同時期に開示請求が大量にあり、かつ再度調査に2ヶ月半を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
特許庁	会計検査院から特許特別会計に関し受けた指摘・見解を示す文書及び当該指摘・見解を受けるまでに会計検査院と特許庁間のやりとりに関する文書の開示請求文書については、行政文書を特定するため補正を求めたが、指定した期限までに補正がされなかったための不開示決定処分を不服とするもの	H25.2.28	H25.6.5	97	同時期に開示請求が大量にあり、かつ再度調査に2ヶ月半を要したため。
特許庁	特許庁業務・システム最適化計画における特許庁情報システムの開発が頓挫したが、①このシステム発注に関して特許庁が支払った金額の内訳、②システム開発頓挫に伴う発注業者への違約金等の損害賠償請求、及び③当該損害賠償請求の金額の内訳に関する各文書の一部不開示決定処分を不服とするもの	H25.8.13	H25.12.18	125	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、かつ再度調査に3ヶ月半を要したため。
特許庁	平成9年頃から平成13年頃にかけて特許庁が情報提供者に無償貸与していたデータベースが有償譲渡に変わっているが、この無償貸与から有償譲渡に変わる点に関する文書の一部不開示決定処分を不服とするもの	H25.8.13	H25.12.18	125	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、かつ再度調査に3ヶ月半を要したため。
特許庁	第6回五大特許庁長官副長官会合議事録の一部不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	H26.3.4	125	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、かつ再度調査に3ヶ月半を要したため。
特許庁	第6回五大特許庁長官副長官会合資料(特許情報ポリシー)の一部不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	H26.3.4	125	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、かつ再度調査に3ヶ月半を要したため。
国土交通省	土地売買契約書 平成13年度に特定個人が特定河川国道事務所に土地を売却した契約書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.8.4	H25.9.4	762	処分庁への原処分の内容確認に時間を要したため。また、関係部署間の意見調整に時間を要したため。
国土交通省	特定事件番号 損害賠償請求事件に関する不開示決定(存否応答拒否)の件	H24.4.25	H25.4.1	341	訴訟事務で著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定道路工事に関する文書(不動産鑑定評価書、時点地価修正率算定調査等)の一部不開示決定に関する件	H23.2.22	H25.4.1	769	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	特定道路工事に関する文書(補償調書、評価説明書等)の一部不開示決定に関する件	H23.2.22	H25.4.1	769	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	特定工事設計書のうち、1次単価表参考資料の不開示決定(不存在)に関する件	H21.6.10	H25.6.10	1,461	関係部署との意見調整に時間を要していること及び直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所掌業務が極めて繁忙であったため。
国土交通省	特定道路の特定区間のトンネルに50M×50Mの開口部を設けた際の設計資料一式の不存在に関する件	H23.4.27	H25.6.12	777	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	特定設計業務(見積検討資料、見積一覧等)の一部不開示決定に関する件	H24.11.21	H25.7.3	224	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	平成21年2月・12月等現在に至るまでの点検状況が分かる資料等の行政文書に関する部分開示に関する件	H24.6.11	H25.7.18	402	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	特定道路危険物処理に関する有識者委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.11	H25.7.23	2,204	関係資料すべてが、東京地検に押収されていたため、該当する資料不在となっていたことにより、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	平成16年当時の特定法人の従業者名簿に関する部分開示決定	H25.4.30	H25.8.22	114	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整等に諮問する直前まで時間を要したため。
国土交通省	平成16年当時の特定法人の従業者名簿に関する不開示決定(不存在)	H25.4.30	H25.8.22	114	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整等に諮問する直前まで時間を要したため。
国土交通省	行政ファイル管理簿のうち大臣官房等に係るものの開示決定に関する件	H25.1.11	H25.8.28	229	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要したため。
国土交通省	行政ファイル管理簿のうち大臣官房に係るものの開示決定に関する件	H25.1.11	H25.8.28	229	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要したため。
国土交通省	特定地番における特定道路一般部の本復旧工事及び特定共同溝立坑(TB)に関する工事に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.8	H25.9.13	798	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	特定道路の工事統行に関し、請負会社と交わした合意書等の一部開示決定に関する件	H23.3.4	H25.10.1	942	不服申立人との調整に時間を要したため。また、工事契約統計資料の作成等の所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定道路特定工事における土地不法占有事案について、発注者及び施工業者が作成した報告書、対応を協議した会議録及び判決文書の一部開示決定に関する件	H24.12.6	H25.10.21	319	処分庁への原処分の内容確認及び追加開示の対象となる文書の特定、関係部署間の意見調整に時間を要したため。
国土交通省	特定物件に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.6	H25.10.29	2,519	建築基準法令規定に関する調査の公表及び対応などを随時行っており著しく繁忙であることから、検討に時間を要したため。
国土交通省	特定市特定町丁目特定番地地先における水路移設工事の趣旨、目的或いは細かい移設工事仕様書等に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.11	H25.12.5	878	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要したため。
国土交通省	平成21年度ATS調査報告等の一部開示決定に関する件	H23.11.17	H26.1.17	792	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要したため。
国土交通省	平成20年度以前のATS調査報告等の不開示決定(不存在)に関する件	H23.11.17	H26.1.17	792	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要したため。
国土交通省	特定道路がすべて地下式に設計変更された際の文書の不開示決定に関する件	H25.8.16	H26.1.23	160	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。
国土交通省	特定事件番号 建築確認処分取消請求事件に関連して、特定指定確認検査機関であるから受けた文書の不開示決定に関する件	H19.5.1	H26.2.6	2,473	建築基準法令等の改正及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定法人の存廃及び再建問題に係る行政文書の不開示決定に関する件	H25.6.11	H26.1.18	221	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要したため。
国土交通省	特定道路舗道設置工事についてのすべての情報に関する部分開示決定の件	H24.3.26	H26.2.25	701	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定トンネル工事における監理技術者変更について事務所長から注意した際の「口頭による指示等」に関する書面の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H24.10.12	H26.2.26	502	原処分と不服申立て内容について慎重な検討が必要であり、また、他の開示請求との整合性の検証に時間を要したため。
国土交通省	特定トンネル工事における、特定年月日付け行政相談記載の現場代理人等変更届の全部開示決定に関する件	H25.6.24	H26.2.26	247	原処分と不服申立て内容について慎重な検討が必要であり、また、他の開示請求との整合性の検証に時間を要したため。
国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律第42条に係る措置要求等の件数に係る文書の開示決定に関する件	H25.12.3	H26.3.25	112	原処分と不服申立て内容との関連性の確認や資料の探索に時間を要したことに加え、情報公開に係る他の不服申立ての対応等により著しく多忙であったため。
国土交通省	建設業法に基づく報告聴取文書及び同文書により関係建設会社から報告を受けた文書の一部開示決定に関する件	H20.11.5	H26.3.31	1,972	原処分の精査及び事実関係の確認、関係部署間の調整に時間を要したため。
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛政策局調査課戦略情報分析室)と同様の性格を持った行政文書ファイルで2012年に作成・取得されたもの(2012.9.11一本本B574で特定された以降のもの)。	H25.3.12	H25.6.20	100	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	米主催国際掃海訓練の庶務担当分局がその業務のため行政文書ファイル(主に訓練実施計画に関するもの)に綴った文書の全て。	H25.2.27	H25.7.26	149	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	横須賀地方総監部において、「御遺族への対応について」(報告)(16.11.2 たちかぜ)と同一の行政文書ファイルに綴られた行政文書一切。	H24.9.27	H25.8.6	313	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	行政文書ファイル「たちかぜ事案参考資料」にある全ての文書。	H24.12.17	H25.7.26	221	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	国際平和協力活動のためのいわゆる「一般法」の「検討」(『平成21年版防衛白書』239頁)の庶務担当部局がその業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て(2009.11.4一本本B657で特定された以降のもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.26	H25.7.17	203	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に係る検証及び対応検討チーム」がその業務に関連して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.1.4	H25.7.17	194	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「このマニュアル」(外交防衛委員会会議録第4号 平成24年4月17日【参議院】4頁)に該当するもの全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.30	H25.11.22	357	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	海上自衛隊において、平成19年以降、「事故調査の下資料は残さない(残すな)」「事故調査の下資料は残さなくていい」という意思決定、指示を記した文書。	H24.12.28	H25.10.30	306	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	①別紙「意見書」5ページ14～18行目の記述について、「事故調査結果と下資料の矛盾の理由を探る」「その正当性を検証する」「疑念を解消する」といった目的があったことを、これから「応訴方針の検討」と両立可能なものであるにもかかわらず完全に否定しているため、これら三つの目的もあったことを完全に否定する文書 ②当該聞き取り調査について、「法務室が応訴方針の検討に資するべく行った」ということを証明する文書ないしそういうものである旨が書かれた文書。	H24.12.28	H25.10.30	306	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	別紙準備書面に言う「確認」(2頁下から7行目、3頁3行目・8行目・12行目・17行目)の結果をまとめる前の下資料。	H24.12.28	H25.10.30	306	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	①別紙に言う「正しいとは思えないような内容」(下から9行目)「正しかったというわけでもない」点(下から3行目)が具体的に何を指すのかがわかる文書。 ②①について、平成24年6月21日以降も防衛大臣が認識を変えていないのか、あるいは変えたのかがわかる文書。	H24.12.28	H25.10.30	306	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	防衛省災害対策本部会議の業務に関連して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.3.26	H26.3.4	343	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2012年7月～9月末までに発行された各号。	H25.1.4	H26.3.11	431	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	『潜水艦の友』(2012.5.31-本本B185で特定された以降に発行されたもの)。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.1.4	H26.3.28	448	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	護衛艦「たちかぜ」平成16年度航泊日誌のうち、以下の月のもの。(平成16年10月、平成16年11月、平成16年12月、平成17年1月)	H25.1.30	H26.3.11	405	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	情報公開法の成立・施行を受けて、海上幕僚監部で作成された、「用済み後破棄」「用済み後廃棄」といった文書保存期間の指定をしないよう求める旨が書かれた、各部隊等に対する教育用資料。	H25.2.15	H26.3.26	404	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	防衛省が、秘密取扱者適格性確認制度に基づき職員に提出させる身上書の様式及びその記載要領等記載の仕方の説明文書。	H25.6.21	H26.2.12	236	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成23年度(行情)答申第557号が改めて開示決定等すべきとする文書4及び5(ただし関連する「かがみ」、別紙、附紙等が存在する場合はそれらも含む)	H25.6.11	H25.10.15	126	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	以下の申継書のうち、「たちかぜ」アンケート等情報開示請求について書かれた部分。 ①海上幕僚監部補任課長 ②海上幕僚監部服務室長 ③海上幕僚監部補任課情報公開事務担当者	H25.7.29	H26.3.26	240	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成14年度～平成18年度、あるいはそれ以降の海上自衛隊監察官講習における発表資料「事故調査と民事訴訟」(海幕法務室発表)のうち、現存するもの。	H25.7.29	H26.3.26	240	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	「エネルギー問題に関する調査研究」(要求番号分-4-24-44)。	H25.8.6	H26.3.4	240	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	平成21年4月下旬、海上幕僚監部広報室が、報道機関の取材に対し別紙のような回答をしているが、 ①「過去の監察官講習で、事故調査報告書の提出時に、当該事実が現に訴訟されている場合は事故調査報告書の作成等に、調査した事項の客観的事実を証明する資料(アンケートも含むが、それに限らない)を、訴訟が終わるまで確実に保存するように指導している。」という記述の根拠がわかる文書。 ②平成16年10月19日の、マグライトによる暴行事件について、「目撃者がいない」という記述の根拠がわかる文書。	H25.8.26	H26.3.26	212	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	行政文書ファイル「軍事便覧」(保存場所:分析部1-4-1-16)に綴られている文書の全て。	H25.4.30	H26.3.25	329	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから既に90日超を経過しているもの（資料9）

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情	備考
内閣官房	政府事故調(福島第一原発事故)の中間報告及び最終報告書を作成する上で集めた文書の一覧表	H25.11.1	150	先例答申もなく、開示することによる影響などを慎重に検討するのに時間を要しているため。	
法務省	帰化事件処理要領の不開示決定に対する不服申立て	H23.1.4	1,182	不服申立人から書類を追送する旨の連絡があり、その追送を待っていた。しかし、相当期間を経過しても送付がなかつたため、再度不服申立人に対し連絡したところ、取り下げるとのことであったので、取下書の送付を依頼したところ、不服申立人は了承したが、その後送付がないため(一定期間ごとに複数回依頼している。)	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館、特定期間)。【計8件】	H16.2.10	3,702	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の沖縄米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切(空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ)。	H16.4.20	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。【計2件】	H17.2.28	3,318	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)。	H17.2.28	3,318	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米相互協力・安全保障条約関係 第6条に基づく地位協定関係。	H17.2.28	3,318	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米繊維協議 1970年11月1日	H19.3.28	2,560	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題。	H16.6.21	3,570	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16.9.25	3,474	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版。	H17.5.27	3,230	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)。	H18.5.29	2,863	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の特定国会議員について特定公館にかかる会計文書【計2件】	H18.8.17	2,783	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策のすべて	H18.9.25	2,744	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	2,750	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の特定国会議員について特定公館にかかる会計文書【計2件】	H18.9.28	2,741	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館で平成13年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書。【計10件】	H21.5.29	1,767	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省が特定期間に消費した、ワインの本数、金額、銘柄、消費理由に関する資料。	H20.1.31	2,251	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省と米大使館との間の、砂川事件の裁判に関する協議にかかる文書すべて。	H21.7.8	1,727	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年9月分および10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.3.19	1,473	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年11月分および12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.5.27	1,404	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.6.18	1,382	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.8.30	1,309	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年4月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.9.27	1,281	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年5月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.8	1,270	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年6月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.11.4	1,243	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年7月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.11.4	1,243	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年2月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.29	1,249	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年8月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H22.12.17	1,200	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年9月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.4	1,151	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.4	1,151	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年11月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.2.28	1,127	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.4.22	1,074	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.5.20	1,046	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年2月分及び3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて 【計2件】	H23.8.2	972	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日韓会談に関する別紙一覧に記載する文書 【計2件】	H25.3.22	374	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定答申でいう「9枚の行政文書」及び開示すべきとされた「別紙に掲げる部分」の全て。	H25.3.19	377	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	特定開示文書にかかる決裁関連文書の全て。	H25.4.24	341	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	ファイル名:「従軍慰安婦問題」に保存されているすべての文書作成(取得)時期 1995年9月6日 作成者:アジア大洋州局中国課※訴訟の訴状、準備書面、判決書、新聞記事(単なる保存用のもの)を除く	H25.11.18	133	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	2003年のイラク戦争に関する日本の対応についての検証結果(外務大臣に対して報告された物)。	H25.9.18	194	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	H26.4.14 審査会へ諮問
外務省	田中均外務省アジア大洋州局長(当時)が、小泉首相(当時)訪朝までに北朝鮮と行った交渉の全記録の整理・保存状況を示す文書の全て。	H25.10.10	172	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	H26.5.13 審査会へ諮問
特許庁	各暦年におけるパトリス(PATOLIS)の各受注業社名及び各受注金額に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	特許庁の無料サービスと民間の有料サービスについて=IPDLとPATOLISに関する特許庁と情報提供者の共通理解(骨子)の詳細全文を記載した文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	情報提供者による「特許庁との協議の中での公約、署名入りの約束」に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	平成9年頃になされたパトリス(PATOLIS)民営化に関する契約書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	次期基幹システムの設計開発業務の入札の各申込者の申込書及び申込から落札者が決定されるまでの過程において作成された議事録等の文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.25	96	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	平成22年末頃に行われた民主党内閣による事業仕分けにおいて、新システム開発頓挫に伴う上記特許電子図書館(IPDL)廃止計画の見直しに関する行政文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	新会社発足あたって特許庁が作成した二百問にわたる想定問答に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	特許電子図書館の機能向上に関する政策転換に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	職員別給与簿(平成24年)の不開示決定処分を不服とするもの	H25.10.30	152	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	平成14年5月及び6月において、特許庁長官と情報提供者間のパトリス民営化に関する契約を含む資料及びこの意見交換に関する文書に関する文書の一部不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.25	96	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	第1回～第31回三極特許庁長官会合覚書事項に関する文書の一部不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.25	96	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	特許庁の保有するデータベースは、国有財産法第2条に規定する国有財産として位置づけ、内部規定を設けて著作権の管理(料金の承認、著作権使用料の徴収)を行っている。この「内部規定」に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
特許庁	ペーパーレス計画推進のために、昭和57年7月発足の工業所有権長期問題検討委員会、続いて昭和58年4月発足の工業所有権問題長期ビジョン委員会、続いて昭和58年10月発足の特許事務総合機械化システム対策本部、続いて平成13年1月発足のペーパーレス連絡会の/各開催日時における委員、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和59年7月発足の出願等事務処理機械化小委員会の/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和59年7月発足の審査審判機械化小委員会の/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和61年4月発足の標準化ワーキンググループの/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和61年8月発足の料金問題ワーキンググループの/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和61年8月発足の法制ワーキンググループの/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和61年11月発足の特許情報サービス問題ワーキンググループの/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
特許庁	昭和62年発足の標準仕様研究会の/各開催日時における委員名、議事録、提出書類及び報告書・答申書等に関する文書の不開示決定処分を不服とするもの	H25.12.24	97	同時期に開示請求及び異議申立が大量にあり、事務処理が遅延しているため。	
国土交通省	特定トンネルに関するすべての情報に係る文書の一部開示決定に関する件	H20.5.13	2,148	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネルに関する交渉記録、関係書類、担当者の引き継ぎ書の一部開示に関する件	H22.2.16	1,504	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	指定整備事業者の監査結果等の不開示決定(不存在)に関する件	H21.9.18	1,655	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	特定地番の公衆用道路に係る文書の不開示決定に関する件	H21.9.28	1,645	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、国有財産決算業務、財務諸表基礎資料の作成及びその他個別案件対応等に著しく繁忙であるため。	
国土交通省	事業者が支局に提出した指定整備記録簿と精算書の行政文書(照合結果報告)の不開示決定(不存在)に関する件	H21.11.18	1,594	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	指定自動車整備事業者監査結果報告書に関連する中部運輸局三重運輸支局記作成書面の不開示決定(不存在)に関する件	H21.12.21	1,561	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	指定自動車整備事業者が作成した報告書において、特定の支店における受理簿未記載精算(架空整備・架空請求)に関わる行政庁としての処分を行った行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H22.3.30	1,462	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	特定事業者の監督等を行う運輸支局が当該事業者の主張を認めた根拠となる証拠物件等の不開示決定(不存在)に関する件	H22.6.3	1,397	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	平成17年度以前に開催された保安監査会議の議事録等の不開示決定(不存在)に関する件	H22.6.29	1,371	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業の他事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定会社が行った特定営業所以外の全ての営業所に関する調査の報告書等の不開示決定(不存在)に関する件	H22.7.14	1,356	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	保安連絡会議資料(平成17年度)の一部不開示決定に関する件	H22.7.20	1,350	不服申立て担当課において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者による誤請求等の案件に関する聞き取り内容を記載した回覧文書等を不開示決定(不存在)とした件	H23.6.15	1,020	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	特定事業者による誤請求等の案件に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件	H23.7.19	986	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	移管記録の廃棄に関する記録の不開示決定に関する件	H23.7.20	985	不服申立て担当課において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成17年度の関東運輸局鉄道部特定課等の復命諸等の不開示決定の件	H23.8.26	948	不服申立て担当課において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成17年度の関東運輸局鉄道部特定課等の復命書以外の文書の不開示決定(不存在)の件	H23.8.26	948	不服申立て担当課において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道線特定駅駅の鉄道施設変更認可書等の一部不開示決定の件	H23.8.26	948	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定鉄道線特定駅の信号施設変更等に関する鉄道施設変更認可申請書等の不開示決定(不存在)の件	H23.8.26	948	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	関東運輸局の行政文書ファイル管理簿のうち鉄道部特定課の行政文書ファイル「平成17年度車両関係統計調査等(延長分)」に関する部分の全部不開示決定に関する件	H23.11.17	865	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。また、石勝線脱線火災事故に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局鉄道部特定課の行政文書ファイル「平成17年度車両関係統計調査等(延長分)」等の不開示決定(不存在)に関する件	H23.11.15	867	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。また、石勝線脱線火災事故に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	未完成の巨大堤防に係る不開示(不存在)決定の件	H23.11.28	854	処分庁への原処分の内容確認に時間を要したため。また、処分庁において追加開示を検討しており、それをもって諮問する予定であるため。	
国土交通省	行政文書ファイル「保安連絡会議資料平成17年度」にまとめられた資料等11件の一部不開示決定に関する件	H23.12.14	838	不服申立て担当課において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であり、関係機関との事実関係等、対応方法の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	鉄道局特定室の行政文書ファイル「平成17年度起案綴り」の一部等を不開示とした件	H23.12.14	838	不服申立て担当課において、不服申立て事案が13件集中し、所管業務(東日本大震災の検証業務、省令改正業務等)を含め著しく繁忙であり、関係機関との事実関係等、対応方法の検討に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	関東運輸局鉄道局の保有する平成18年度受付件名簿の一部開示決定に関する件	H24.2.2	788	不服申立て担当課において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開示決定(不存在)に関する件(その1)	H24.2.29	761	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開示決定(不存在)に関する件(その2)	H24.2.29	761	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開示決定(不存在)に関する件	H24.3.8	753	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	中部運輸局長が行った行政文書不開示決定(不存在)に関する件	H24.3.21	740	不服申立て担当課において不服申立て事案が集中し、当該不服申立て事案は関連しており、一連の対象文書が著しく大量であるため確認に時間を要している。	
国土交通省	「保安監査 平成17年度及び18年度」の一部開示決定に関する件	H24.7.4	635	不服申立て担当課において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	「業務監査」文書の不開示決定(不存在)に関する件	H24.7.4	635	不服申立て担当課において、不服申立て事案が6件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	落石・土砂崩れ等による特定地の点検状況が分かる道路巡回日誌に関する不開示決定(不存在)に関する件	H24.7.10	629	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路特定地区舗道整備工事における避難所の新築に掛かった費用及び宅地造成規制区域内に3メートルほど一時盛った造成工事に対する地元自治体との協議文書又は申請許可文書に関する不開示決定(不存在)に関する件	H24.7.10	629	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	「行政文書ファイル管理簿のうち、大臣官房に係る、組織令18、20、21条に定める組織に係る、平成21年度」の不開示決定(不存在)に関する件	H24.9.10	567	他業務が著しく繁忙であり、不服申立ての事務処理手続きを行うことができなかったため。	
国土交通省	「行政文書ファイル管理簿のうち、大臣官房(営繕部を除く)に係る、平成21年度」の不開示決定(不存在)に関する件	H24.9.10	567	他業務が著しく繁忙であり、不服申立ての事務処理手続きを行うことができなかったため。	
国土交通省	特定トンネル工事における写真データの部分開示決定に関する件	H24.9.24	553	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	運輸に関する協定書に添付されている契約書等の一部開示に関する件	H24.11.5	511	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特殊車両通行許可申請書一式の一部開示決定に関する件(その1)	H24.11.12	504	道路法等の改正及び大型車両の道路利用適正化に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特殊車両通行許可申請書一式の一部開示決定に関する件(その2)	H24.11.12	504	道路法等の改正及び大型車両の道路利用適正化に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定交差点での右左折の安全が確認できるものの不開示決定(不存在)に関する件	H24.11.12	504	不服申立て担当課が道路法等の改正及び大型車両の道路利用適正化に係る各種対応と重なったことなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定委員会等に係る文書の一部開示決定に関する件	H24.11.12	504	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定委員会等に係る文書の不開示決定に関する件	H24.11.12	504	不服申し立て担当課(原課)において、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定物件の建築基準法違反に関する一切の文書(決裁文書等を含む。)の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H25.1.10	445	不服申し立て担当課(原課)において、建築基準法令規定に関する調査の公表及び対応などを随時行っており所管業務が著しく繁忙であることから、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネル工事における平成20年12月から平成21年2月までの間に、工事打合せ簿の提出に伴い提出された施工体制台帳に関わる行政文書のうち、除雪工事に関係のある文書のすべての不開示決定(不存在)に関する件	H25.3.19	377	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネル工事における平成21年3月から平成21年11月までの間に、工事打合せ簿の提出に伴い提出された施工体制台帳に関わる行政文書のうち、除雪工事に関係のある文書のすべての不開示決定(不存在)に関する件	H25.3.19	377	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	「平成23年国土交通省訓令第26号」の起案文書を収めた行政ファイルの表紙等に係る不開示決定に関する件	H25.4.4	361	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネル工事のトンネル掘削土仮置工(冬期間)等の協議の工事打合せ簿、指示書等に関する一部不開示決定の件	H25.5.16	319	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	「平成20年度公文書管理関係」に収められた文書の一切、及びファイル背表紙に係る不開示決定に関する件	H25.5.21	314	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地区の宅地造成規制区域で行った民地避難場所造成に伴う山林2メートル以上の切土に対する特定自治体との協議文書に関する一部不開示決定の件	H25.6.12	292	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	平成23年度及び24年度 地域公共交通確保維持改善事業に係る申請書等(特定法人)の開示決定等に関する件	H25.6.28	276	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	刑事訴訟法第190条所定の司法警察職員の指定に関する行政基準に係る不開示決定に関する件	H25.7.16	258	不服申立人に対する審尋に時間を要したため。	
国土交通省	「秘密文書のうち、最も日付が古い文書」等を収めている行政文書ファイルに関する不開示決定に関する件	H25.7.23	251	所管業務を含め著しく繁忙であり、原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	鉄道安全監査官が保有する「旅行命令簿を収めた行政文書ファイル」のうち、最も古い年度のファイルに関する不開示決定に関する件	H25.7.23	251	所掌事務(特定会社への保安監査等)の対応等により著しく繁忙であり、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の南側に位置する官民境界における筆界の根拠となる基準点並びに各測定ポイントとトレーサビリティ体系の分かる文書の不開示決定に関する件	H25.8.5	238	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の地権者と特定道路との道路敷地境界確認書中に基準点が明記されていない事及び本来の基準点が何時どのような理由でなくなったのかが分かる文書の不開示決定に関する件	H25.8.5	238	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の地権者に地権者と特定道路との道路敷地境界確認書がGW迄に届けられなかったこと及び誰の指示により郵送されなかったのかが分かる文書の不開示決定に関する件	H25.8.5	238	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	地権者と特定道路との道路敷地境界確認書の取り交わしに関する関連実施要領書類一式の一部不開示決定に関する件	H25.8.5	238	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定河川国道事務所が行った特定地内民地内進入路造成について、宅造法規定の500mを超える切土・盛土の造成工事に伴う工事前の状況と工事後の復旧工事の地元自治体との協議文書の不開示決定に関する件	H25.8.7	236	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	自動車登録事項等証明書申請書類の一部不開示決定に関する件	H25.8.19	224	不服申立人に対する補正等に時間を要したため。	
国土交通省	道路敷地境界確認書を当該土地所有者に届けられなくても問題ないとされた見解を裏付ける公文書に関する不開示決定の件	H25.10.1	181	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	地権者から具体的問い合わせに対して回答も無く、4ヶ月以上も放っておいて回答も書面では出さないと言うスタンスで良いとされている事を裏付ける公文書に関する不開示決定の件	H25.10.1	181	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定国道事務所と特定法人とで合併施工された特定プロジェクトにおける契約書一式の公文書に関する不開示決定に関する件	H25.10.10	172	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の南側に位置する第二京阪道路の調整から前川迄の排水系統図並びに水路図面と旧青線から現行水路施工に至る工事履歴が分かる公文書に関する不開示決定の件	H25.10.10	172	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の道路敷地境界問題に関する公文書一式に関する不開示決定の件	H25.10.10	172	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の道路敷地境界問題に関する公文書一式に関する不開示決定の件	H25.10.10	172	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定河川国道事務所職員が「異常等がある」と判断した点検状況がわかる道路巡回日誌等の不開示決定の件	H25.10.15	167	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定国道事務所から特定法人に対して資料請求されている特定地番の道路敷地境界の根拠を示す資料等の依頼書等の公文書並びに同所から得られた公文書のすべてに関する不開示決定の件	H25.10.18	164	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定国道事務所から特定法人に対して資料請求されている特定地番の道路敷地境界の根拠を示す資料等の依頼書等の公文書並びに同所から得られた公文書のすべてに関する不開示決定の件	H25.10.18	164	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定河川国道事務所が、環境省からの顛末書の提出を求められ、その後の特定河川国道事務所の対応について分かる文書の一部不開示決定に関する件	H25.11.22	129	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定地番の南側に位置する特定道路の調整から前川迄の排水系統図並びに水路図面と旧青線から現行水路施工に至る工事履歴が分かる公文書に関する不開示決定の件	H25.12.9	112	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	別紙のAに示す委員会等に係る、別紙のBに関する文書の不開示に決定に関する件	H25.12.25	96	不服申し立て担当課(原課)において、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
原子力規制委員会	福島第一原発の保安検査官としての職務命令を発した発令者部分の氏名	H24.7.2	637	審査庁の変更があり、また対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
原子力規制委員会	原子力安全規制組織等改革準備室の職員名簿及び原子力安全規制委員会委員人事案の決定プロセスに関わる文書すべて	H24.10.2	545	審査庁の変更があり、また対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.10.24	889	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2011年7月1日～9月末日)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.8	874	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「防衛法制」の各課程(OCC、BOC、AOC、FOC)において、陸幕から参考配付された教育資料。	H23.11.15	867	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	867	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.11.15	867	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2011年8月発行分。	H23.11.15	867	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「北朝鮮の弾道ミサイルと我が国の安全保障:技術的・拡散的・外交的・複合的脅威の評価と対策に関する試論」。	H23.11.22	860	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年8月分)及び当該記事一覧。	H23.11.22	860	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年1～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。(1～3月末)	H23.12.13	839	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年1～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。(4～9月末)	H23.12.13	839	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	航空自衛隊幹部学校において平成23年度に実施する調査研究等について定めた文書。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H23.12.20	832	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度幹部学校調査研究等計画中間報告」(2011.2.16-本本B1039)と同様な性格を持つ文書で陸上自衛隊幹部学校におけるもの(平成21年度～平成23年度)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(平成23年度)	H24.1.5	816	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度幹部学校調査研究等計画中間報告」(2011.2.16-本本B1039)と同様な性格を持つ文書で陸上自衛隊幹部学校におけるもの(平成21年度～平成23年度)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(平成22年度)	H24.1.5	816	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊行政文書管理規則の解釈及び運用方針について(通達)」。	H24.1.5	816	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「統合高級課程」(直近で行われたもの)において使用された「教材」(平成21年統合幕僚学校達第4号「統合幕僚学校の統合教育及び調査研究に関する達」第13条)の全て(陸上自衛隊が保有するもの)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.1.11	810	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合高級課程」(直近で行われたもの)において使用された「教材」(平成21年統合幕僚学校達第4号「統合幕僚学校の統合教育及び調査研究に関する達」第13条)の全て(情報本部が保有するもの)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.1.11	810	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	教育資料「国際法規」。*最新改訂版があればそちらを希望。	H24.1.11	810	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	教育資料「有事法制」。*最新改訂版があればそちらを希望。	H24.1.11	810	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範1-00-00-01-20-0「野外令」。(注)「編さん理由書」のたぐいの文書が存在する場合はその文書も含む。一例としては陸自教範5-01-01-03-15-0「対ゲリラコマンドウ作戦」に関して「対ゲリラコマンドウ作戦編さん理由書」(2007. 12. 11-本本B456)があるような場合。	H24.1.31	790	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「警衛勤務等の徹底について(通達)」。	H24.1.31	790	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度幹部学校調査研究等計画中間報告」(2011. 2. 16-本本B1039)と同様な性格を持つ文書で陸上自衛隊幹部学校におけるもの(平成21年度~平成23年度)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(平成22年度)	H24.2.16	774	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令第14条」の一覧(期間は2011年1~12月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.16	774	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2011年10~12月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.2.17	773	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令第14条」の一覧(期間は2011年1~12月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.17	773	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令第14条」の一覧(期間は2011年1~12月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.17	773	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.17	773	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「平成23年度版以降の教範類便覧」。	H24.2.17	773	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙(2010.10.4-一本本B605開示文書)において「P173~」、「P214~」とページ数が示されている文書の最新版。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.2.29	761	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(2011年1~12月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.13	748	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.27	734	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.27	734	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛政策局調査課戦略情報分析室)と同様の性格を持った行政文書ファイルで2011年に作成・取得されたもの(2011.8.1-一本本B454で特定された以降のもの)。	H24.3.27	734	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.3.30	731	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「外国語軍事データの外国語翻訳」(履行期限:平成24年1月31日)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.3	727	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「原子力災害派遣計画」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.3	727	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「中東即応集団原子力災害対処計画」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.3	727	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛政策局調査課戦略情報分析室)と同様の性格を持った行政文書ファイルで2011年に作成・取得されたもの(2011.11.30-一本本B827で特定された以降のもの)。	H24.4.3	727	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	米軍普天間飛行場移設問題に関して、藤村官房長官が存在することを認めた「手順書」に該当するもの全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.10	720	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日~12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.24	706	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2011年1～12月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.4.24	706	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「一般広報と募集広報の効率的かつ効果的な連携についての調査研究」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.8	692	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「水雷年報」(最新版)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.15	685	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2012年1月1日～3月末日)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.18	682	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年1月～3月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.5.18	682	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	最新版の予算委員会資料。*衆・参両院共に全会派を対象。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。また要求項目について一覧化された電磁的記録があれば、それも希望。	H24.5.18	682	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範4-06-01-01-20-0「民事」*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.18	682	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「FOC課程学生による北海道現戦」(『FUJI』平成23年11月号68頁)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.18	682	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度富士調査研究会同」(『FUJI』平成23年12月号1頁)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.5.18	682	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「東日本大震災教訓成果発表会」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.5	664	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-02-18-1「離島の作戦」の改正理由書 * 文書の性格としては、「野外令改正理由書」(請求受付番号2011.4.26-本本B148)と同様のもの。なお「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.5	664	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2012年1月～3月末までに発行された各号。	H24.6.5	664	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2012年1月～3月末までに発行された各号。	H24.6.5	664	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	真部朗局長に対する訓戒処分に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.12	657	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情報管理の手引書(平成23年度作成)。」	H24.6.12	657	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「東日本大震災教訓成果発表会」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.6.19	650	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸上自衛隊報』2012年1月～3月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.6.19	650	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「兵器体系研究に(空幕研究または空自指定研究)」に該当する研究開発の成果報告のうち2011. 2. 2一本本B1006で特定された以降に策定されたもの。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.7.12	627	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「特定した電磁的記録をデータ形式のまま開示の実施を行った場合、不開示とした情報が復元され、その内容が判明するおそれ」(理由説明書(平成24年(行情)諮問第198号)の根拠となる文書の全て)。	H24.7.18	621	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2011年4～6月末までに発行された各号。	H24.7.31	608	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年4月～6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.8.14	594	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～6月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.8.28	580	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～6月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.8.28	580	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2012年4月～6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.9.19	558	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.9.19	558	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(2012年1～6月)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.9.19	558	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「陸上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令第14条)の一覧(期間は2012年1～6月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.9.19	558	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.9.19	558	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度学校研究の実施要領」(2011.10.12一本本B717-③)の平成24年度版(本紙が存在する場合は本紙も含む)。	H24.10.1	546	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「危機管理法制の研究(大規模震災関係)」の成果報告。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.1	546	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令第14条)の一覧(期間は2012年1～6月末)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.10	537	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2012年4月～6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.10.10	537	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2012年4月～6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.10.10	537	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛政策局調査課戦略情報分析室)と同様の性格を持った行政文書ファイルで2012年に作成・取得されたもの(2012.2.29一本本B1187で特定された以降のもの)。	H24.10.10	537	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.18	529	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年5月発行分。	H24.10.23	524	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2012年7月1日～9月末日)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.23	524	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達」(昭和40年陸上自衛隊達第110-1号)別冊第1～第13まで。	H24.10.29	518	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年5月分)及び当該記事一覧	H24.10.30	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度幹部学校調査研究等計画について(通達)」(2011.10.12一本本B653)の平成24年度版。	H24.10.30	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2012年4月～6月末までに発行された各号。	H24.10.30	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	『航空自衛隊報』2012年4月～6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.10.30	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-02-18-1「離島の作戦」の改正理由書。*文書の性格としては、「野外令改正理由書」(請求受付番号2011.4.26一本本B148)と同様のもの。なお「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.10.30	517	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-01-20-0「本格的陸上作戦」	H24.11.6	510	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「軍事衛星の開発動向等に関する調査研究」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.6	510	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「調査結果」(毎日新聞9月4日(火)23時2分配信)に該当するもの全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.6	510	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成21年度隊員意識調査結果」(2010.3.17一本本B1182)の最新改訂版。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.6	510	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「緊急事態における広報マニュアルに関する研究」の研究結果報告書に相当するもの全て。	H24.11.6	510	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年7月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.11.6	510	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年6月分)及び当該記事一覧	H24.11.12	504	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度自衛隊施設の津波対策に係る調査業務」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.20	496	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「原子力災害派遣計画」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.20	496	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年6月発行分。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上自衛隊武器使用規範普及教育資料」の全文。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度研究本部史」。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕防第41号(23.3.15)「東北地方太平洋沖地震に対する大規模震災災害派遣に係る教訓業務の実施について」。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕情第352号(23.6.15)「空幕長補給指示図書の配布等について」。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕補第276号(23.6.16)「航空幕僚長指定図書の配分定数変更について」。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕総第1126号(23.10.20)「航空自衛隊会議について」。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	空幕補第494号(23. 11. 25)「教範等の配布について」。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「危機管理法制の研究(大規模震災関係)」の成果報告。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.27	489	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年6月分)及び当該記事一覧	H24.11.30	486	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度富士調査研究会同」(『F U J I』平成23年12月号1頁)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.11.30	486	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情報管理の手引書(平成23年度作成)」。	H24.12.11	475	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度自衛隊施設の津波対策に係る調査業務」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.11	475	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸上自衛隊報』2012年7月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.12.11	475	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2012年7月～9月末までに発行された各号。	H24.12.11	475	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2012年7月～9月末までに発行された各号。	H24.12.11	475	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2012年7月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.12.11	475	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.14	472	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.14	472	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年7月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H24.12.18	468	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「NBC戦防御」スタディガイド	H24.12.18	468	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する自衛隊行動命令」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.18	468	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度富士調査研究会同」(『F U J I』平成23年12月号1頁)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.26	460	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「危機管理法制の研究(大規模震災関係)」の成果報告。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H24.12.26	460	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕装(調達)第836号(23. 7. 29)「将来戦闘に関する調査研究の調達について」。	H24.12.26	460	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「たちかぜ」アンケート事案調査の最終報告について、以下の文書。 ①原議(起案用紙を含む。) ②下資料一切(総括副監察官等による手書きのメモを含む。)	H24.12.28	458	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2012年7月～9月末までに発行された各号。	H25.1.4	451	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成22年度統合幕僚監部史」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.1.4	451	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「配信対象としている情報」(平成22年度(行情)答申第295号3頁)に該当するもの全て。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	田中前大臣と森本新大臣の事務引き継ぎに係る関連文書の全て。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊の行動に関する国際法及び国内法(作戦法規)の基盤的研究」の成果報告。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「『指揮命令と情報共有』及び『サイバー攻撃対処』に関する基礎研究」の成果報告。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年9月分)及び当該記事一覧。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年9月発行分。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸上自衛隊報』2012年7月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H25.1.16	439	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-02-18-1「離島の作戦」の改正理由書。*文書の性格としては、「野外令改正理由書」(請求受付番号2011. 4. 26-本本B148)と同様のもの。なお「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.2.1	423	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別冊「文書総括宛先表」。	H25.2.1	423	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.2.5	419	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	2011年1月1日～6月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.2.5	419	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合教範 機雷戦教範」。	H25.2.8	416	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年10月分)及び当該記事一覧	H25.2.13	411	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年10月発行分。	H25.2.13	411	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「行動法規講義資料 2010年」。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.2.13	411	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～12月末)。	H25.2.13	411	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	真部朗局長に対する訓戒処分に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.2.13	411	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成21年4月～7月にかけて、海上幕僚監部広報室が「たちかぜ」暴行・恐喝事件、「たちかぜ」いじめ自殺事件について報道機関の取材を受けた際に作成した、想定問答・応答要領のようなもの。	H25.2.15	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙に言う「文書管理改善作業」について、 ① その内容がわかる文書(命令書のようなもの)。 ② ①を受けて、海幕法務室長が部下にどんな指示をしたかわかる文書。それを受けて部下が何をし、法務室長にどんな報告をしたかわかる文書。それを受けて法務室長が海上幕僚長等にどんな報告をしたかわかる文書。 ③ ①を受けて、横須賀地方総監が各文書管理者にどんな指示をしたかわかる文書。そして管理部長と監察官が部下にどんな指示をしたかわかる文書。それを受けて部下が何をし、各文書管理者にどんな報告をしたか、さらにそれを受けて各文書管理者から横総監へ、横総監から海幕長等へ、どんな報告が為されたかわかる文書。	H25.2.15	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	① 海上幕僚監部法務室の「行政文書件名リスト」(「海上幕僚監部文書管理規則」第48条5項) ② 横須賀地方総監部総務課の「行政文書件名リスト」 ③ 横須賀地方総監部監察官室の「行政文書件名リスト」	H25.2.15	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙において、刑法156条の「虚偽」を定義した文書。特に、同条の「虚偽」について、「職務権限の無い者が作成・発簡過程に関与すること」「所定の手続きや規則に則らずに作成・発簡されたこと」と定義した文書。	H25.2.15	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	防衛省・海上自衛隊において、「裁量」という言葉を、独自に「不法行為を行った公務員について、国家賠償法1条2項の規定に基づく求償権を有するか否かを判断すること」と定義した文書(情報公開・個人情報保護審査会答申(平成24年7月9日・平成24年度(行情)答申第105号6頁)参照)。(海幕)	H25.2.15	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	海幕総第8034号(19. 12. 4)添付書類「調査結果」1頁下から1行目～2頁1行目に言う「検討結果」が記された文書。	H25.2.15	409	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「訓練資料 基地警備」。	H25.2.19	405	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「教範 保全」。	H25.2.19	405	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年11月分)及び当該記事一覧。	H25.2.20	404	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年11月発行分。	H25.2.20	404	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。	H25.2.27	397	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「課題答申」。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～12月末)。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2012年10月～12月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2012年10月～12月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2012年10月～12月末までに発行された各号。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2012年10月～12月末までに発行された各号。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(期間は2012年1～12月末)。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～12月末)。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～12月末)。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～12月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。	H25.3.12	384	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2012年1～12月末)。	H25.3.29	367	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年12月分)及び当該記事一覧。	H25.3.29	367	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2012年12月発行分。	H25.3.29	367	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「野外令の解説」。	H25.3.29	367	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	護衛艦隊司令部で保管する ①平成16年10月に「たちかぜ」において発覚した暴行・恐喝事件の事故調査結果、その他、関連する一切の文書 ②平成16年10月に発生した「たちかぜ」の自殺事案における自殺原因調査その他、関連する一切の文書 ③「たちかぜ」裁判に関連する横監法務係や海幕法務室から提供を受けたあるいは共有した訴訟関連の文書	H25.3.29	367	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①別紙の原議((案)以下を含む全て。) ②別紙最後から2行目の「探索」が、いつ、どこで、誰によって、どのように行われたかがわかる文書。	H25.4.3	362	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「たちかぜ」アンケート事案調査の最終報告について、以下の文書。 ①原議(起案用紙を含む。) ②下資料一切(総括副監察官等による手書きのメモを含む。)	H25.4.3	362	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①海上幕僚監部前首席法務官から、現首席法務官への申継書 ②海上幕僚監部前法務室長から、現法務室長への申継書 ③海上幕僚監部前民事法務官から、現民事法務官への申継書	H25.4.9	356	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「兵器体系研究に(空幕研究または空自指定研究)」に該当する研究開発の成果報告のうち2011. 2. 2一本本B1006で特定された以降に策定されたもの。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.4.9	356	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「磨輝絆」(2011. 3. 11一本本B1213)第12巻以降発行の全て。	H25.4.9	356	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成18年度(行情)答申第279号事件、同280号事件、同291号事件について、 ①平成18年5月29日の「諮問庁(防衛庁)の職員からの口頭説明の聴取」の内容がわかる文書。 ②①の際、ないしその前後に、情報公開・個人情報保護審査会から諮問庁(防衛庁)に出された、いわゆる「宿題」の内容がわかる文書。 ③②に対する諮問庁(防衛庁)の回答の内容がわかる文書。	H25.4.23	342	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	海幕において「裁判の担当者」という言葉を、「指定代理人」以外の意味で使うことが絶対に許されない旨を定めた文書(例えば、「海上幕僚監部の内部組織に関する訓令」118条2(2)で、「法務室は訴訟…に関すること(事務)を行う」とされているから、その長である法務室長を「裁判の担当者」と呼ぶことが絶対に許されない旨を定めた文書)(別紙参照)	H25.4.23	342	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	海幕監察第7307号(24. 8. 30)18頁18行目～23行目の根拠が書かれた文書。すなわち、 ①横監法務係長に、アンケート原本を隠匿する意図がなかったという根拠 ②彼が思い悩んでいたことの根拠 ③彼に相談できる人がいなかったという根拠 ④彼が繁多な業務の処理に追われていたという根拠	H25.4.23	342	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①別紙5頁下から4行目の「調査担当者」が誰と誰なのかわかる文書。 ②別紙5頁下から3行目の「調査委員会」のメンバーが誰なのかわかる文書。	H25.4.23	342	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙に言う「乙244」(FAX送信表)で言うところの「各種資料」一切。 (別紙:平成24年9月12日付け証拠説明書)	H25.4.23	342	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2012年10～12月末までに発行された各号。	H25.4.30	335	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2012年10～12月末までに発行された各号。	H25.4.30	335	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。	H25.4.30	335	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2013年1月～3月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。 (平成25年4月12日現在の最新版)	H25.5.17	318	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成25年執務参考資料集」。	H25.5.17	318	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。	H25.5.17	318	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙に言う「預金・借金等に関する情報の提供を受けたくない」の根拠に関する文書。	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①横須賀地方総監部監察官の申継書(現存するもの全て。) ②横須賀地方総監部監察官付の申継書(現存するもの全て。)	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙で言う「従って、『ご遺族への対応について(報告)たちかぜ16. 11. 2』(以下『『たちかぜ』報告資料と言う)は、同要件を満たさないことから開示請求の趣旨に合致しないとの判断により開示文書の特典から外されたものです。」という記述の根拠が書かれた文書。	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	下記部隊等の文書管理に係る監察・監査・検査等の結果が記された文書(報告書、調査結果等。) ①横須賀地方総監部監察官室 ②横須賀地方総監部管理部ないし総務課 ③護衛艦隊司令部 ④海上幕僚監部法務室 ⑤海上幕僚監部服務室	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2013年1月～3月末までに発行された各号。	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2013年1月～3月末までに発行された各号。	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「エネルギー問題に関する調査研究」(要求番号分-4-24-44)。	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「諸外国の水陸両用作戦に関する調査研究」。	H25.6.11	293	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	海幕において、「たちかぜ」アンケート事案に関連して作成された想定問答で、現存するもの一切。	H25.6.25	279	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	平成24年6月18日当時、①海上幕僚監部法務室及び②横須賀地方総監部総務課法務係において「個人情報」として保管されていた文書のうち、行政文書に該当するもの。 (①・②において、それぞれどんな文書が保管されていたか、わかるように開示されたい。)	H25.6.25	279	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	海幕監察第7309号(24. 8. 30)9頁11～17行目に言う「たちかぜ艦長の整理したファイル」につづられていた文書一切(行政文書ファイル「たちかぜ事案参考資料」として登録されたもののほか、横監法務係が個人情報として保管したものも含む。)	H25.6.25	279	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年4月分)及び当該記事一覧。*開示対象文書は2011.5.2-本本B163と同じ。	H25.7.9	265	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕総第1223号(24. 10. 10)	H25.7.9	265	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「中国の経済発展と軍事力の近代化」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て(主に研究内容に関するもの)。	H25.7.9	265	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「大部隊の運用に関する研究」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て(主に研究内容に関するもの)。	H25.7.9	265	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「情勢08-008」(作成者:防衛省防衛政策局調査課戦略情報分析室)と同様の性格を持った行政文書ファイルで2012年に作成・取得されたもの(2013. 2. 5-本本B1095で特定された以降のもの)。	H25.7.9	265	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「水陸両用作戦に関する研究」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て(主に研究内容に関するもの)。	H25.7.17	257	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊の行動に関する国際法及び国内法(作戦法規)の基盤的研究」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て(主に研究内容に関するもの)。	H25.7.17	257	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「課題答申」。	H25.7.17	257	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕運第247号(24. 5. 23)	H25.7.17	257	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕任第580号(24. 3. 30)	H25.7.17	257	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	空幕教第71号(24. 3. 14)	H25.7.23	251	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空自衛隊教範等に関する達」(昭和46年航空自衛隊達第30号)第18条に基づく教範等の発行通知(最新のもの)。	H25.7.23	251	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度教範類便覧」(海上幕僚監部人事教育部)の改訂最新版	H25.7.23	251	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成23年度教範類総括表について(通達)」と同様の性格を持つ文書で最新年度における教範類総括表を示したものの。	H25.7.23	251	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	平成7年度遠洋練習航海において、実習幹部が1名行方不明になった事案の概要および顛末についてわかる文書。(抜粋可)	H25.7.29	245	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①平成18年6月28日、海幕法務室が「くにさき」艦長から聞き取り調査をした際に用いた資料。 ②①についての結果報告文書。	H25.7.29	245	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するものうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(1)	H25.7.30	244	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛研究所の平成22年度調査研究に該当するものうち別紙(1)～(46)文書まで(但し(45)文書を除く)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。(2)	H25.7.30	244	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	予算委員会要求資料。*対象は衆参両院及び各会派請求のもの。*対象時期は今年。	H25.8.6	237	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2013年1～6月末)。	H25.8.6	237	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2013年1月～3月末までに発行された各号。	H25.8.6	237	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』2013年1月～3月末までに発行された各号。	H25.8.6	237	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	防衛省において、「公益通報のための証拠文書をコピーしてから、公益通報までに時間がかかった場合、客観的な合理的理由が必要だ」「客観的な合理的理由が無い場合には公益通報者は処分されるべきだ」と言い出したのは誰かがわかる文書。(別紙参照)	H25.8.26	217	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成23年から24年にかけて、海上自衛官が艦艇の行動等に関する情報をSNSに投稿し、上官の注意を受けてもやめなかった事件について、 ①事実関係がわかる文書 ②彼に対する処分及びその理由がわかる文書 ③彼が投稿した内容の根拠がわかる文書(潜水艦の航路、護衛艦の行動、護衛艦の復元力、輸送艦のピーチング能力、僚艦の幹部の勤務評定等。)	H25.8.26	217	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①別紙「答4」に言う「事実確認」の結果がわかる文書。 ②当該1等海佐に下された処分及びその理由がわかる文書。	H25.8.26	217	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2013年1～6月末)。	H25.8.27	216	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2013年1月1日～6日末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。	H25.8.27	216	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「実施報告」に該当するもの全て。	H25.8.27	216	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	総8486(24. 10. 12)	H25.8.27	216	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『潜水艦の友』(2012. 10. 31- 本本B729で特定された以降に発行されたもの)。	H25.9.6	206	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	総4546(24. 5. 25)	H25.9.6	206	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2013年1～6月末)。	H25.9.6	206	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2013年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。	H25.9.6	206	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成22年度「空幹校自主研究」に該当するもの全て。	H25.9.6	206	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	YS-53教訓収集成果 研究本部	H25.9.18	194	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2013年1～6月末)。	H25.9.18	194	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団)2013年1月～3月末までに発行された各号。	H25.9.18	194	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(2013年1～6月)。	H25.9.30	182	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2013年1～6月末)。	H25.9.30	182	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(期間は2013年1～6月末)。	H25.9.30	182	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2013年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。	H25.9.30	182	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2013年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。	H25.9.30	182	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成23年度「空幹校自主研究」に該当するもの全て。	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成24年度幹部学校調査研究等計画について(通達)」(幹校計第51号 24. 4. 25)の平成25年版。	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	情9928(24. 12. 10)	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2013年1月1日～8月末日)。	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	情4454(24. 5. 23)	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	情4454(24. 5. 23)	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	情4454(24. 5. 23)	H25.10.17	165	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年5月分)及び当該記事一覧。	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年6月分)及び当該記事一覧。	H25.10.1	181	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「平成23年12月12日付け防官文第14783号、2012年2月9日付け防官文第1491号、2011年12月12日防官文第14784号、2012年2月9日付け防官文第1492号に係る防衛大臣の不作為に対する異議申立て」の処理に関する全文書。	H25.10.3	179	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「用語集」(陸自教範3-03-04-91-23-0)。	H25.10.9	173	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「大部隊の運用に関する研究」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て(主に研究内容に関するもの)。	H25.10.9	173	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年5月分)及び当該記事一覧。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2013年1月1日～6日末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	SF「両用戦検討委員会」がその業務のために「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴った文書の全て(主に研究内容に関するもの)。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「平成25年度教範類総括表」と同様に航空自衛隊の教範類の一覧を示したもの(最新版を希望)。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊日米用語対訳集」	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「25年度作戦法規巡回講習」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊演習図演総合事後研究会セミナー」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「作戦法規巡回講習:我が国における無人機等の運用に関する論理整理」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.10.21	161	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2012年1月1日～12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。	H25.10.31	151	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2013年7月発行分。	H25.10.31	151	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2013年8月発行分。	H25.10.31	151	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「EBOハンドブック翻訳資料(効果に基づく軍事作戦のためのアプローチ)」(20. 8. 25)。	H25.11.8	143	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	LEADER'S HANDBOOK No. 07-27 July2007	H25.11.8	143	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	情4454(24. 5. 23)	H25.10.17	165	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	2013年1月1日～6月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。	H25.10.17	165	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「用語集」(陸自教範3-03-04-91-23-0)。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	対ゲリ・コマ訓練ハンドブック 第13普通科連隊 19. 6. 11	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	インドネシア国際緊急援助隊派遣行動史 陸上幕僚監部 平成20年5月	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「用語集」(陸自教範3-03-04-91-23-0)。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	航空自衛隊が毎年実施する爆弾破裂実験に関する結果報告をまとめた文書の全て(最新版)。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	情1830(25. 2. 19)。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	統幕総第276号(H25. 3. 14)。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年8月分)及び当該記事一覧。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成24年度「空幹校自主研究」に該当するもの全て。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「無人偵察機システム(平成21年度以降納入型)」(訓練資料3-03-04-71-21-0)。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「UAV(近距離用)」(訓練資料3-03-04-72-23-0)。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「離島の作戦」(陸自教範5-01-01-02-24-0)。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「対ゲリラ・コマンドウ作戦」(陸自教範5-01-01-03-24-0)。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「対特殊武器戦」第1～3件(陸自教範5-03-01-30-21-0)。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「演習対抗部隊」第1～3部(訓練資料4-10-01-03-17-0)。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。	H25.11.12	139	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	平成24年9月6日、海幕総第7561号に基づく行政文書管理状況点検の結果についてわかる文書。	H25.11.25	126	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	別紙に言うところの、「原処分維持が適当と考える」根拠が書かれた文書、ないし根拠となる文書。(理由説明書を除く。)	H25.11.28	123	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	①別紙に言う「内局担当者」とは誰かわかる文書。 ②「内局担当者」が「『御遺族への対応について(報告)たちかぜ16. 11. 2』が平成17年4月14日の「行政文書開示請求書」にある開示請求には該当しないと判断した根拠が書かれた文書。 ③「内局担当者」が「過去の請求の趣旨は、あくまで事故調査報告書の下資料としての要件を備えているものに限定される」と判断した根拠が書かれた文書。 ④「内局担当者」が「御遺族への対応について」が下資料にあたらないと判断した根拠が書かれた文書。 ⑤「内局担当者」が、平成17年当時の情報公開事務担当者がそもそも「御遺族への対応について」の存在を認識していなかったのではなく、同文書の存在を認識した上で、開示請求の趣旨に合致しないと判断したのだ、と考えた根拠がわかる文書。	H25.11.28	123	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	①秘密区分も取扱区分も無い文書をコピーする際の「適切な処理等」について定めた文書(別紙参照、以下同じ。) ②秘密区分も取扱区分も無い文書のコピーを持ち出す際の「適切な処理等」について定めた文書。 ③秘密区分も取扱区分も無い文書のコピーを本来保管すべき場所と異なる場所において保管する際の「適切な処理等」について定めた文書。 ④公益通報のための証拠文書をコピーし、持ち出すための「適切な処理等」について定めた文書。 ⑤公益通報のためにコピーした証拠文書を「本来保管すべき場所」がどこかわかる文書(公益通報のための証拠文書の専用の保管場所でもあるのか、それとも「公益通報のため文書をコピーします」などと言って上司の許可を得て執務室で保管し、いつでも言うのか、それとも公益通報のための証拠集めは一切禁止するということか。)	H25.11.28	123	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「25年度作戦法規巡回講習」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「作戦法規巡回講習:我が国における無人機等の運用に関する論理整理」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	陸自教範5-01-01-01-20-0「本格的陸上作戦」。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『安全月報』(発行:海上自衛隊航空集団) * 2013. 4. 1- 1- 本本B8で特定された以降の全て。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空安全情報』2013年1月～最新号まで。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『艦船と安全』 2013. 4. 1- 1- 本本B9で特定された以降の全て。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『「諸外国における国益と国家安全保障戦略」に関する調査研究」。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	指通2999(25. 3. 27)。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年9月分)及び当該記事一覧。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2013年9月発行分。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『海上自衛隊報目録』2013年4月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『潜水艦の友』(2013. 7. 9- 1- 本本B336で特定された以降のもの)。	H25.12.10	111	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「教訓業務実施要領について(通達)」(陸幕情研第29号 22. 3. 2)に基づき、陸上幕僚監部が報告を受けた「教訓」の全て(対象期間は平成22年度分)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「教訓業務実施要領について(通達)」(陸幕情研第29号 22.3.2)に基づき、陸上幕僚監部が報告を受けた「教訓」の全て(対象期間は平成23年度分)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「用語集」(陸自教範3-03-04-91-23-0)。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	インドネシア国際緊急援助隊派遣行動史 陸上幕僚監部 平成20年5月	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊日米用語対訳集」	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊日米用語対訳集」	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年8月分)及び当該記事一覧。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「航空自衛隊基本ドクトリン」。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	訓練資料2-00-00-13-04-1 「警務科諸元」。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海上自衛隊第62期幹部高級課程」のカリキュラムで使用されたテキスト類の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「統合高級課程」(直近で行われたもの)において使用された「教材」(平成21年統合幕僚学校達第4号「統合幕僚学校の統合教育及び調査研究に関する達」第13条)の全て(統合幕僚学校及び統合幕僚監部が保有するもの)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「幕僚諸元」(海上自衛隊)。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「海自幕僚諸元」。*最新版を希望。	H25.12.20	101	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「実施報告」に該当するもの全て。	H25.12.25	96	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸上自衛隊報』2013年4月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H25.12.25	96	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『航空自衛隊報』2013年4月～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。	H25.12.25	96	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	「陸上自衛隊のサイバー戦(仮称)の在り方」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.12.25	96	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	秘密指定等適性管理審査会が「秘密保全に関する訓令」第21条の2に基づき防衛大臣に行った報告(複数ある場合は最も新しいもの)。	H25.12.25	96	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年9月分)及び当該記事一覧。	H25.12.24	97	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	『陸幕だより』2013年9月発行分。	H25.12.24	97	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	「平成24年度第5回特殊作戦運用研究会」に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴られた文書の全て。	H25.12.24	97	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
防衛省	統幕運1第207号(H25. 4. 25)。	H25.12.24	97	不服申立ての事案について、関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

○ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したものの（資料10）

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
警察庁	平成8年度の警視庁に係る証明書類（機動隊除く） 平成8年度の愛知県警に係る証明書類	H21.2.24	H26.1.6	1,777	答申の内容に沿った決定をするに当たり、開示対象文書の量が大量（約11万枚）であり、その精査、確認作業等に時間を要したため。
法務省	アメリカ合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料の一部開示決定に関する件	H24.12.3	H25.10.4	305	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。
法務省	アメリカ合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料（改訂版）の一部開示決定に関する件	H24.12.3	H25.10.4	305	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。
法務省	入国者収容所等視察委員会の概要に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H25.3.8	H25.12.2	269	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
法務省	入国者収容所等視察委員会の委員の任命に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H25.3.18	H25.12.8	265	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
法務省	セカンダリ審査の実施に関する事務連絡及び引渡基準等の開示文書に対して不開示処分を不服とするもの	H25.9.5	H25.12.2	88	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
法務省	福岡入国管理局によって行われた立ち入り調査に関する行政文書の不開示（存否応答拒否）処分を不服とするもの	H25.9.26	H25.12.2	67	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
法務省	名古屋入国管理局によって行われた立ち入り調査に関する行政文書の不開示（存否応答拒否）処分を不服とするもの	H25.9.26	H25.12.2	67	平成24年7月9日の改正入管法施行に伴い、想定を上回る大量の保有個人情報開示請求がなされるようになったところ、同業務は情報公開業務と同一係で担当していることから極めて繁忙となり、対応が遅滞したため。
外務省	「現時点对象となる文書」（外交記録公開推進委員会第1回会合の開催）の件名一覧（当該一覧が電磁的記録化されていれば、それを希望）。	H24.2.14	H25.10.22	616	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	『『極東』及びいわゆる『極東の周辺地域』に関する想定問答集』。	H23.9.21	H25.11.29	800	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
国土交通省	特定一級建築士による耐震強度偽装構造計算書作成の行政処分に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H23.11.16	H25.5.30	561	著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったことから、時間を要したため。
国土交通省	「平成23年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務」の政府調達に係る関係書類の一部開示決定に関する件	H25.6.19	H25.9.17	90	著しく多忙であり、また、慎重な検討が必要だったことから、時間を要したため。
原子力規制委員会	特定会社の特定日に発生した放射性廃棄物入りドラム缶からの漏えいに関する原子力保安検査官による報告等の一部開示決定について	H25.1.29	H25.6.13	135	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
防衛省	⑪ 平成17年1月に横須賀地方総監部で起案された文書の整理番号がわかる文書。	H25.6.3	H25.8.5	63	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「幕僚勤務諸元（平成20年度版）」（2009.12.21一本本B860）の最新改訂版。	H23.12.13	H26.3.31	839	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「幕僚諸元」（海上自衛隊）。	H25.7.22	H25.11.8	109	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「海自幕僚諸元」。*最新版を希望。	H25.7.29	H25.11.8	102	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「海自幕僚諸元」。*最新版を希望。	H25.7.29	H25.11.8	102	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛省	派遣海賊対処水上部隊(1次隊)の成果報告書。*資料の性格としては「イラク復興支援派遣輸送航空隊第15期活動成果報告」(2009.7.21-本本B295)と同様のもの。	H25.4.16	H25.11.27	225	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「海自幕僚諸元」。*最新版を希望。	H25.7.29	H25.11.8	102	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「平成23年度自衛隊施設の津波対策に係る調査業務」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.7.23	H26.3.10	230	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「平成23年度自衛隊施設の津波対策に係る調査業務」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.7.23	H26.3.10	230	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	「資料等記録簿」(「資料等の作成に関する達」(昭和55年防衛研修所達第14号)第8条)に該当するもの全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.6.12	H26.2.20	253	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。
防衛省	防衛研究所が保存、管理している戦史史料において、過去から現在までに行われてきた公開、非公開、部分的な公開などを決定する「公開審査業務」において、過去に職員が審査業務を行うために作成したり、利用したりしてきた史料についての取り扱いについて定めた判断基準や判定の指針、また判断業務やその実施計画について書かれた過去の全ての文書(ルール、方針、実施計画、内容の審査するための実施要領、非公開を決定するための審査の項目や判定の要領、審査すべき内容などについて細かく決められたルールなどを含む)	H25.5.20	H26.2.20	276	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。

○ 調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの（資料11）

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	報償費の支出に関する基準の内容がわかる文書	H16.4.20	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書。 【計5件】	H16.3.31	3,652	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の在外公館長赴任に際しての贈呈品購入等 【計5件】	H16.3.9	3,674	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費について、(1)各部署(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2)年度末の各部署(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録。 【計5件】	H16.7.27	3,534	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定公館の報償費の支出がわかる文書 【計3件】	H16.3.9	3,674	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「在外公館報償費の配賦及び執行方針、2000年度」	H16.4.20	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	各局部課長あて文書「情報収集活動用設宴限度額等について」	H16.4.20	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期に会計課が作成した報償費使用のガイドライン。	H16.3.31	3,652	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費に関する一切の文書	H16.5.18	3,604	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切	H16.6.22	3,569	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定室長の在職中の特定会計経費関連文書	H16.4.20	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費(機密費)の支出基準の分かる文書	H16.4.20	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	1958年に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録等 【計2件】	H18.4.21	2,901	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度) 【計3件】	H16.2.10	3,702	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米の弾道ミサイル防衛協力」に綴られている文書の全て。	H24.10.23	524	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	2006年の日米安全保障協議委員会における日米間の合意にかかる決裁関連文書の全て。	H24.10.23	524	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「イラク 大量破壊兵器」関連文書 【計4件】	H21.3.26	1,831	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備4」に綴られている文書の全て。	H22.3.30	1,462	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備5」に綴られている文書の全て。	H22.3.30	1,462	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米防衛協力のための指針」作成及びその後のフォローアップのためにファイルに綴られた文書の全て	H24.7.23	616	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「指針見直し」に綴られている文書の全て。 【計2件】	H23.9.30	913	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「米軍基地」に綴られている文書の全て。	H25.1.29	426	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	在日米軍」に綴られている文書の全て。	H25.2.26	398	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	「在日米軍再編成問題」に綴られている文書の全て。	H25.3.26	370	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省連絡室が、その業務目的のために収集・作成した文書の全て。	H22.1.19	1,532	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米行政協定の実施上問題となる事項に関する件」	H24.6.18	651	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米安保条約に基づく日米地位協定の民事裁判権等における合意事項、合意について記入した文書のすべて。	H24.6.18	651	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「『事前協議に対して、適切かつ迅速に対応する』ということで、米国政府の間でも確認をした」[外務大臣会見記録(要旨)(平成22年6月)]事実を記録した関連文書の全て。	H25.2.26	398	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成10年7月31日起案の「周辺事態等と日米安保条約等との関係(主要想定問答『欽定版』)」。	H25.6.12	292	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「安保条約想定問答」。	H24.10.23	524	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「安保条約疑問擬答」。	H24.10.16	531	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「トモダチ作戦」に関して、米軍から外務省に対して報告された文書等の一切。	H26.1.21	69	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外交記録公開推進委員会第3回会合での審査対象文書のうち特定文書に綴られている文書の全て。 【計2件】	H25.3.26	370	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	記者クラブ配布資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て	H25.7.10	264	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
国土交通省	改善措置勧告の要否について検討したりリコール案件調査・検証・検討委員会の議事録等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H23.11.16	866	原処分取消との答申であるため、慎重な検討が必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要している。	
防衛省	「自衛隊情報保全隊が作成する部隊史」第1号～最新号。	H25.3.6	390	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	「『それぞれ関係する部局が、それぞれの所掌にのっとり』遂行」(平成22年(行情)諮問第525号にかかる理由説明書)するにあたって「当該業務」(同上)に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。(役割・任務・能力部)	H25.2.5	419	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	①防官文第13375号(H20. 11. 17)(起案用紙及び(案)以下を含む全て) ②①の事件に関し、平成21年4月、防衛省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問した際の文書(起案用紙及び(案)以下を含む全て) ③その他、「情報公開請求書が、対象文書の範囲を最高裁での判決確定後に限定していると読むことにしよう」という意思決定がいつどのように為されたかがわかる文書。	H24.12.26	460	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	「この度の田中沖繩防衛局長の件」(「大臣臨時会見概要(平成23年11月29日 2005～2019)」1頁)に関して「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号))として管理されている文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.11.26	125	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
防衛省	「簡単な記録」(「中村龍平オール・ヒストリー」336頁)に該当するもの全て。	H25.3.26	370	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	「軍事衛星の開発動向等に関する調査研究」。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.25	96	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	「北朝鮮軍事便覧」(平成12年3月 中央資料隊)。*平成16年諮問第25号対象文書。	H25.5.1	334	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	平成24年度(行情)答申第62号において改めて開示を求められた文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.9	112	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	平成24年度(行情)答申第62号において改めて開示を求められた文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.9	112	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	平成24年度(行情)答申第62号において改めて開示を求められた文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.9	112	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	
防衛省	「各部隊から基礎情報隊に直接情報の要求」(平成21年度(行情)答申代94号3頁)に備えて、北朝鮮に関して基礎情報隊が保有している文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H25.12.9	112	情報公開担当課の業務が、著しく多忙であったため。	

○ 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要（資料12）

<第1審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
総務省	宮崎地裁	総務大臣 宮崎行政評価 事務所長	H25.4.22	<損害賠償請求事件、裁決取消請求事件> 宮崎行政評価事務所が開示した行政文書中、その一部に判読不明な部分があり、これは、「故意又は過失の消去隠べいの事実行為」で、民法第709条、第710条に規定する不法行為に該当し、その精神的苦痛による損害賠償として、慰謝料等100万円を請求するもの（国家賠償） 文書を不開示とする裁決の取り消しを求めたもの	棄却	確定
法務省	東京地裁	法務大臣	H25.11.14	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 原告が、情報公開法3条に基づき、法務大臣に対し、「生活保護法政令又は、生活保護政令であつて、固有の名称を有し憲法73条6項が内閣に対し「政令を制定すること」と命じているその制定された形式及び、実体を有している政令」について開示請求を行ったところ、法務省は開示請求に係る行政文書を保有していないとして情報公開法9条2項に基づき全部不開示の決定がされたことから、不開示決定処分の取消し及び全部開示処分の義務付けを求めた事案である。	義務付け請求却下 その余の請求棄却	確定
文部科学省	大阪地裁	文部科学大臣	H25.9.6	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 地域改善対策奨学金の国庫補助金返還に関する行政文書開示決定のうち、一部不開示部分の取消しを求めたもの。	棄却	確定
文部科学省	名古屋地裁	文部科学大臣	H26.3.6	<行政文書開示決定処分取消請求事件> 児童生徒の触法関係に対する行政文書開示決定のうち、不開示部分を取消しを求めたもの。	棄却	確定
厚生労働省	大阪地裁	厚生労働大臣	H25.4.19	<行政文書不開示決定取消請求事件> 特定医薬品の承認申請に関する書類について、法第5条第2号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	棄却	
厚生労働省	高松地裁	香川労働局長	H25.7.17	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 災害調査復命書及び添付書類について、法第5条第1号、2号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	一部認容、 その余は棄却	
厚生労働省	東京地裁	厚生労働大臣	H25.10.29	<行政文書取消請求事件> 特定検証チームが作成した調査報告書に関連する書類について、法第5条第1号、2号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	棄却	原告控訴
国土交通省	大阪地裁	近畿地方整備 局長	H26.3.27	<行政文書部分開示処分取消請求事件> 淀川左岸線技術検討委員会の書類について、法第5条第1号・2号・6号により部分開示とした処分の取り消しを求められたもの。	一部認容 一部棄却	
防衛省	東京地裁	防衛大臣	H25.9.20	<損害賠償請求事件> 行政文書開示請求者が、開示実施手数料の納付とともに開示の実施を申請したところ、被告は行政文書開示請求者が指定した開示の実施の方法とは異なる方法で開示の実施を行ったことから、被告が行政文書開示請求者から過納に徴収した開示実施手数料10円の返還を求めた。	棄却	確定

<控訴審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
厚生労働省	大阪高裁	厚生労働大臣	H.25.11.29	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件> 特定医薬品の承認申請に関する書類について、法第5条第2号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	確定
厚生労働省	高松高裁	香川労働局長	H.26.2.14	<行政文書一部不開示決定取消請求控訴事件> 災害調査復命書及び添付書類について、法第5条第1号、2号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	一部認容	控訴人上告 上告受理申立て

<上告審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
厚生労働省	最高裁	大阪労働局長	H25.10.1	<行政文書不開示決定取消請求上告事件> <行政文書不開示決定取消請求上告受理事件> 脳・心臓疾患で労災認定をした事業場名が記載された書類について、法第5条第1号により不開示とした処分の取り消しを求めたもの	上告棄却 上告不受理 決定	